

昭和三十四年三月十七日(火曜日)午前
十一時五分開会

○臨時てん菜糖製造業者納付金法案

と卵の関係でいえば、どっちがどうい
うことになりますか。

員会で資料に基いて御説明申し上げましたように、北海道の畑地の改良、そ

出席者は左の通り。

秋山俊一郎君

理事

置法案(内閣提出、衆議院送付)

堀本 宜實君

東
隆君

清澤 俊英君

北勝太郎君

委員

重政 庸德君

関根 久藏君

田中 茂穂君

大河原一夫君

小笠原三男君

河合 義一君

千日 王君

千
日
正
春

高喬 謝告

高村 益三

須賀賢二君

增田 盛君

渡部 伍良君

安樂城敏男君

1

た案件

の製造の用に供

有てん菜糖の売

法律案（内閣）

（內閣提出、

會議錄

委員會全體會議

○小笠原三男君 あとでもお尋ねしますが、この部分は一点だけにどめますが、寒冷地ビート二万トンというのは、反別にして六千町歩、一工場が予想される、そういうことですね。あとは東北にはこれ以上寒冷地ビートとして工場生産をふやす余地はない……。

○政府委員(増田盛君) 東北六県でございまして、これに対するビートの作付可能にしましては、これはまだまだ私は余地があると思ひます。現在、昭和三十一年度より東北六県におきまして、ビートの試験研究がそれぞれ試験場において行われております。三十四年度におきまして、引き続き実施する予定であります。なお、作付可能の地帯にしましては、青森県、岩手県、宮城県にしましては、岩手、青森の調査が済みまして、将来、開拓等の振興にとらみ合はせまして、六千町歩上回ることも可能であります。宮城県の場合におきまして、やはり数千町歩の作付可能が見られるわけでありまして、福島あるいは山形、秋田等の場合におきまして、それぞれ現在、先ほど申し上げました通り、現地の適応試験をやっております。これに合せまして調査も行なっておりますので、こういう地帯にしまして、今後ビートの作付の拡大が可能でありますし、従って、それによりまして、工場の新設も可能であるというふうに考えております。

○小笠原三男君 私の尋ねておるのは、暖地ビートになるか、何ビートになるかわからぬが、それは除外して、今北海道のそれを導入して、そのまゝまやって危なげないという方式のものとしては、十年後六千町歩程度、一工場、これが限度だ、こういうことなのかどうかというのを聞いておる。他地域のことを聞いておるわけではない。

○政府委員(増田盛君) お尋ねの、北海道で現在やっております畑地帯のビートと、これに對しまして、私どもが暖地ビートという場合におきましては、一応水田裏作を考へておるわけでございます。従ひまして、これに對する品種は、現在東北地帯におきましては、北海道と同様のGWの系統、すなわち導入一号から四号の系統で、現在試験を実施しております。そのほかに北海道で育っております本育一九二号、この品種も加へまして試験しておりますので、やはり東北地帯にかけましては、これは寒冷地ビートと稱していいだろうと思ひます。従ひまして、寒冷地のビートをさように考えますと、私、先ほど申し上げました通り、単に、青森及び岩手の北部地帯におきまして、一工場だけでなしに、今後さらに相當の数の工場が試験研究の進展につれて、その可能性が明らかになつてくるというふうに考えております。

○小笠原三男君 この東北の問題は、局部的なものですからあとに回しまして、法案そのものについてお尋ねしますが、この納付金制度というのは、建前の上からは、振興会を作る作らなにかかわらず、税法改正に伴う措置として当然やらなければならぬという意味で、この制度が政府として考へられてゐるのかどうか、この点をお伺ひしたい。

○政府委員(渡部伍良君) これはお話の通りでございます。関税と消費税を切りかえますことによつて、ここに法律の第一条に書いてございますように、固定資産の償却が非常に進んでおる会社では、他のてん菜糖製造業者に比較しまして特別の利益が生ずる、これは制度の切りかへによつて、反射的にそういう特別の利益が出てくる、それをそのまま放置してもよろしい、こういうことでございまして、あとは税金で主税局が取ればよいというところでございますが、もしそのまま放置して税金だけで処理しようとして、他のてん菜糖製造業者なり、あるいは一般砂糖の流通市場に對して悪影響を惹起するおそれもございますから、取り上げると、その取り上げた金をどう使うかという問題は、この法律とは全く別個の問題でございます。

○小笠原三男君 それを五年限度にとどめるというふうにしたのは、どういうことですか。

○政府委員(渡部伍良君) 第一点は、新しくできましたその他の工場も五年もたてますれば償却等も進みますし、それから製造技術も向上するということ、旧来の工場との開きがだんだん少なくなつてくる。もう一つは、やはり旧来の工場も相當年数がたつておりますから設備の陳腐化等がございまして、これを相當手直ししなければならぬ、そういう費用もだんだんかかつていく、そういう方面から見ますと、五年程度たちますれば、この特定の工場とその他の工場の利益が出る開きはだんだん縮まってくる、こういうこととでございます。五年がいいのか、六年がいいのか、十年がいいのか、これはいろいろ見解の相違はございますが、私どもの方で新しい工場の製造技術

の向上、古い工場の今後の修理あるいは陳腐化の取りかへ、こういうような計画を現在の状況でならみますと、大体五年間が適當なところであらう、こういうふうに考えたのであります。

○小笠原三男君 これは給付金でない、納付金として法律上立ち入り調査権その他をもつて税と同様な形でこの種のお金を取つておるわけなんですから、従つて、今あなたが五年でいいか、十年でいいか、あるいは七年でいいか、これはいろいろ見解の相違だが、その通りに私も思うのですが、法律の建前からいへば、そのつどつどの納付金を徴収するがためのいろいろな調査を國として客觀的にするのでしたら、調査の経過の中で利益率が安定してくると申しますか、企業経営が安定し、各会社、工場のアンバランス、不當競争、そういうことがこゝに起らないという実績を見たときに、農林大臣が負けてやるとか、経過的には負けてやるとかなにするとかというようにして、そうして突進が伴つたときにこの法律を廃止するということが正しいのであつて、初めから予想もつかない形でありながら五年というふうにきめたという、これはどうも私には納得いかぬのであります。法律の建前通り動かして見て、そうしてこの方が納付金制度をとる必要がないといつたときに新たにこれを廃止するということが正しいのか、なぜ五年とか六年とか、かりにこういう限度を設けるのか、それは振興会の法案とは關係ないというけれども、振興会の法案は五年間の財源を見て、その事業範圍で十分やれると成つて、それ以上は取らぬということにしたことと何か關係があるように私は思へてゐるのですが、關係がなくて、これは納付金制度は納付金制度として新たに設けるのだということなら、何も五年とか六年とか限度をきめる必要がない。調査の結果、もうその状況にあらずということになつたときに、この方をやめてけつこうなことで、その方が原則的には筋ではないか、そう思うのですが、いかがですか。

○政府委員(渡部伍良君) この法律は、具体的には現在日本甜菜糖が三工場、それから芝浦精糖、北海道経済連がビート糖を製造してございまして、この三社でやっております。そうしてこの法律に該當する納付金を納めますのは、第二条に規定いたしてございまして、昭和二十九年から昭和三十三年まで毎年、その製造したテンサイ糖の全部または大部分を政府に買入れられたもの、こういうものが昭和三十四年十月一日から昭和三十三年九月三十日までの期間内においてその製造場から移出したテンサイ糖につきまして、一キログラム当り六円で計算した金額を納付金として政府に納めさせ、こういうことにしてゐるのでございまして、この算出の基礎は、先ほど申し上げましたように、法律では抽象的に書いてございまして、具体的には日甜の三工場が一新しくできた工場は大体二十億以上の固定設備費がかかつてゐるけれども、旧来の日甜の三工場では一工場当り二億ぐらいの固定設備費になつてゐるのでございまして、そういうところから関税、消費税の切りかへに伴つて、この旧来の三工場に特別の利益が出てくる。この会社のコストも日甜の三工場は、ことしの価格で申し上げますと、斤当り四十五円五

いう扱いをするというだけのことであつて、法律上そうやらなければならぬとか、やつていいとかいうようなことは何もないわけですね。

○政府委員（渡部伍良君） これは、ん、葉生産振興臨時措置法の第四条で、「政府は、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、」てん菜糖の製造を業とする者からてん菜糖の買入をすることができるといふ、こういう任意規定になっております。従つて、特に必要があるかどうかという認定の問題になってくるわけでありまして、日甜の場合は、先ほど申し上げましたように、今度の関税消費税

の切りがえによりまして、関税込みの輸入糖の価格が六十円四十銭、糖価七十三円と推定すればそういうふうに予想される場合、従来の工場のコストが四十五円五十銭、それに新しい工場のコストの増を見込みまして、まだ六十円とは相当の開きがありますから、日甜の場合は買い上げの必要がない。日甜といましては買い上げを政府に申し出る、何といいますが、そういう自分が売った方がよい利潤があるということになりますから、買い入れの申し込みを政府に対して要求するはずがない、こういうふうに私もどもでは考えておるわけであります。

○小笠原二三男君　そこが現実問題として私のわからないところで、とぼけた質問になると思うのですが、この法律が通ったあとに日甜からどんなものが出ようと六円は六円だということになるから、六円は六円で三工場の採算の上で取ってくれ、新工場の方は政府が買って下さい、こうなったときには損なのか得なのか。食管の方では、

工場間のプール計算をしてくれ、われわれは買わぬというても、いや、私たちは法律の建前から工場ごとに計算して、そうして六円の分は出します、ですから新工場の分は当座買つてもいい、こういうことになったらどうなるのですか。

○政府委員(渡部伍良君) これは先ほどから申し上げたように、コスト計算しますと、六円を取りましても、私の方では、先ほど説明いたしますように、旧工場の修理費とか、新工場については、従来の新工場の個別価格を見ておきますから、日甜は新しくできる工場を加えて四工場の砂糖を、これは砂糖としてはもうしはついていないわけでございますから、どう売ろうと、とにかく日甜として最大の利潤を確保するように考えればいいわけですから。その際にコスト計算して、僕の方で推定してお前の方は政府に買つてもらわぬでも自由に売れる余地があるんじゃないか、こういうことをいえば、それでも政府に買つてもらわなければ困るということは日甜は言えないだろうと思ひます。そこで、第四条の一項の「特に必要があると認める」わけには政府はいかないんだ、この第四条というのは生産振興臨時措置法の前の法律でございますが、こういうことが言えるのでございます。

○小笠原三三男君 どうかこの条文の中に、一会社の各工場をプールして計算して、この納付金なら納付金を取るんだということが書いてあるんですか。

○政府委員(渡部伍良君) そういうことは書いておりません。ここで書いてございますのは、納付金の第二条に、昭和二十九年から三十三年までの間に

政府に売り渡した工場、そこから今後五カ年間に製造して売り出す数量について、一キログラム当り六円、これだけを書いてございます。

○小笠原三三男君 だから、会社側がこれだけの範囲で六円の納付金を納める、一方、新工場は振興法に基いて政府の計算した五十八円何ガしのコストで買つてもらおう、そういうことを言われたら、いや、それはだめだと言えんのですかというのです。

○政府委員(渡部伍良君) ですから、その一キログラム当り六円で計算する場合に、この第二条の昭和二十九年から三十三年までに製造したテンサイ糖工場の分のコストを計算する場合に、新しい分のやつを加算して計算して六円をはじき出してやるわけでございます。ですから、もっと繰り返しますと、その見込みが少いと、見込み方が少いということになりますと、お話のようないことが出てくると思ひます。

○小笠原三三男君 だから、加算して計算するんだということはどこかに書いてありますかというんです。

○政府委員(渡部伍良君) 書いてございません。この計算の基礎でそういう説明をして、別のてん菜生産臨時措置法の申し出があつた場合に、いや、君のとこは買ひ必要はない、こういう計算をして君のとこはまた自由に売れる余地があるんじゃないか、こういうことで日甜は得心せざるを得ない、それでも政府に買ひたいことは要求できない、こういう計算の基礎になつてございます。

○小笠原三三男君 私の申ししているのは、現実には合ふか合ふぬかは別個のことです。架空の話をしていて、前提と

してはですよ、架空の話をしてるんです、日甜に見られる特令的なものである、従つて、法律事項には何もそういうことは出ていない。従つて、この法律の表面の字づらは、その旧工場の利潤のあり過ぎる工場、それはその工場単位の採算をコスト計算をして、適当なものとして六円を取る。六円以上の利益が上ろうがなにしようがかわらぬ、六円ときめたんだ、だから、その工場単位だけの計算を六円にしてもいい、新工場の方はあくまで独立採算でやはり考えて、これは振興法に基いて買つてもらいたい、こうなつたら、それはいかぬと、それはプールなんだ、プールした上で、なおかつ、六円出すのだ、お前の方はそれだけ出せる余地があるんじゃないかこれだけだ押しにくいというだけなんですね。どっちが得か損かというこの計算が私にはわからぬから、架空のことになるのですが。

○政府委員(渡部伍良君) 法律論といひまして、そういう主張をすることはできません。できますけれども、今度このてん菜生産振興臨時措置法の第四条は、買ひか買わぬかは政府の認定にまかされてるわけですから、ですから、政府の認定が、買ひ必要がないということになりますれば、その認定の基礎について得心すれば、それ以上の要求はできないと思ひます。得心しなければ、お説のような要求は当然できません。これは法律論になります。

○小笠原三三男君 絶対そういうことにはならぬのだということですから、まあそれはそれでようございませう。今度は振興会の方をお尋ねしますが、振興会の五カ年間のしりに残つた、五カ

年後の運営する資金は幾らになるのかしたつて。

○政府委員(渡部伍良君) これは、お手元に振興会の事業計画をお配り申し上げておきますが、「日本てん菜振興会の収支計画の概要案」、こういうのでございますが、収入は、三十四年度は一般会計から一千万円の出資を予算に計上していただいております。三十五年以降三億三千三百万円を五カ年間に一キログラム当り六円の割で徴収しまして、その合計が十六億七千五百万円ということになるわけでございます。これを、支出の方を見ていただきますと、施設費として、研究所を三十五年、三十六年、三十七年、三十八年に、本場、分場を約二億五千万円かけて作りたい。それから試験研究費は、初年度は四千八百万円、平年度は大体五千二百万円程度でまかないたい。これは大体五十人内外の人員を要する研究所になります。それから生産振興事業費、これは生産の振興のためにいろいろな奨励事業をやることになつておりますから、一応毎年二千万円ずつをその方に使いたい。それから本部の経費としまして、平年度千二百万円、合計八千四、五百万円の経費があらばいい、こういうことになります。振興会の受入金金、この経費をまかなえるような運用の仕方をすればいいということになるのでございます。そこで、一番上の収入のところで見たいだきますと、資本金充当分、補助金充当分、こういうふうにしてしまして、十六億のうち、資本金充当分が十四億四千二百万円、こういうことになつております。補助金充当分が二億三千二百万円、こういうふうを考えております。

この十四億四千万円の中から二億五千万円というものを施設費に使いますから、繰越金、カッポして基金となつておりますが、これが十一億九千、約十二億を基金といたしまして、これを運用いたしまして、その運用益で研究所、振興会の経費をまかなつていくようにいたしたい、こういうふうな考へておるわけでありませう。

○小笠原三三男君 大体十六億七千五百万円というものは納付金によつてまかなうということ、納付金はキロ当り六円だときまつておる。従つて、五カ年の限度だということから、十六億七千五百万円と財源がはじかれる、そのうしてその範囲内でまかなう、そのうち十二億は基金に残して、六年目以降は基金の運用益だけで運営していく、それまでの間は十六億七千五百万円から施設費、主として施設費として使っていくんだ、こういうことなんですか。ですから、これは、初めから振興会というものはどれだけの事業をやるべきであつて、どれだけのことをやらなければ日本のテンサイ栽培の発展に資することができるとかできないとか、そういう計算の上に立つたものではないですね。与えられたワタの中でのやるといふことなんですか。そこで聞きたいのは、これで十分なのかということ。十年間四十万トン、この砂糖を生産するのに十分な資金であるかどうかということ。

それからその前に、この答弁をいただく前に聞きたいですが、振興会は所管局はどこなんです。農林省の。

○政府委員(渡部伍良君) これは日本てん菜振興会法案の第二十三条に規定いたしておる事業を行うのでございま

すから、振興局、食糧庁、技術会議、この三局の共管になります。

それからもう一つの点は、非常にデリケートな問題でございまして、何といえますか、一応五十年間の納付金でつじつまを合わせておるのでござい

すが、普通の行政機関の規模でいきま

す、あまり潤沢過ぎる、こういう一方の

説がある。それからまた、もっと急

ピッチにテンサイの振興をしなければ

ならない、こういう向きからは、こ

なことが足りない、こういう意見が

ある、こういうことなんでしょうか。

○政府委員(渡部伍良君) これは四十

年以降には約十二億が基金となって、

その基金の運用益でこの振興会の経常

運営ができる、こういうことになって

おります。

それからテンサイ糖の十年後の生産

目標を四十万トンとしておるのでござ

います。それに努力すべきであると、

こう考えます。

○小笠原二三男君 それじゃまた別な

疑点になる点を尋ねますが、三十六年か

らさつき話しました新工場の操業五年

後でですかになるものからキロ当り三十

銭の寄付を取る、これと納付金というも

のと性格はどうなるのですか、内容は、

納付金は制度の切りかえによる一定の利

益を法律によって納付させる、しか

し、振興会が動き出しますと納付金を

納めない会社も振興会の利益の恩恵に

沿することになりますから、一斤当り

三十銭くらいならばそう負担でなく、

原産種及び原種の改良とか、そういう

ふうなことで納めていただいてもいい

のではないかと、こういう期待でござい

まして、これは強制するわけにはいき

ません。そのときの模様で現に日本甜

菜糖業協会にも相当の出捐をしてやっ

ておりますから、振興会ができてしま

うもそっちの方にもそういう御援助はい

ただいてもいいのではないかと、こうい

う期待を持っておるわけではござい

ます。

それから先ほど斤当り三十銭と申し

上げましたが、キロ当り三十銭でござ

いますから御了承願いたいと思ひます。

○小笠原二三男君 従来も何かこの種

の団体から、寄付を受託者となされ

るのから取っている例もありませ

る、この程度のものであればだん利潤も

上るのだからもちろてもいいんじゃない

いかという考え方について私は疑念が

あるから聞いておる、そういう考え方

に。そうすると、この日本てん菜糖振

興会というものは製糖業者の利益につ

ながるといふことにどうしてもなりが

ちでないかという疑念については、そ

んなことはないということが出来ます

か、こんなやり方やって。

○政府委員(渡部伍良君) 振興会の行

動を考えた場合には、やはりこれはテ

ンサイの生産者、テンサイ糖の生産者

それぞれに關係することであるから、

政府及びその關係者が出資した特殊法

人を作ったかどうかという説もあつた

のでございまして。しかし、その点は、

御指摘がございましてよくあくまでも

試験研究は国の仕事を代行するのであ

るから、そういうところの出資を受け

ると、お話のように業界の利益代表的

な行動をされても困るということか

ら、全額政府出資の特殊法人というこ

とに踏み切ったのでございまして。しか

し、この法律二十三条にございまして

うに、「てん菜糖の消費の増進を図る

ための普及」あるいは「てん菜糖の製

造に關する技術の企業に關する試験

研究」を委託する、そういうふうな事

業をやりますし、それからまた委託を

受けた場合には「てん菜の種子の生産

及び配布を行う」と、こういう事業も

ありますから、その限度においては、

やはり受益者が出てくるわけではござ

いますから、その受益のあるという点か

ら、出資の方向にゆがめると、こうい

う特定の方向にゆがめると、こうい

ふうな心配のない限りにおいては、寄

付をいただいてもいいんじゃないかと

いうことで一応事業計画の中には入れ

ております。

○小笠原二三男君 この寄付の総額は

これは幾らですか。

○政府委員(渡部伍良君) これは一キ

ロ当り三十銭の割りで計算をしており

まして、三十六年にはこれは一工場だ

けになりますから五百六十万円、三十

六年に五年目に該當するのは芝浦の工

場だけでございまして。

○小笠原二三男君 トータルは幾らで

すか。

○政府委員(渡部伍良君) 五百六十万

円、それからその次は二工場期待しま

すから、その倍でございまして、千百二

十万円、それから三十八年にはもう一

工場動きましますから千六百八十万円、こ

の三工場分として千六百八十万円を現

在のところは期待いたしておるよう

な次第であります。

○小笠原二三男君 それは四十年で以

降はどうなるのですか。

○政府委員(渡部伍良君) 四十年で以

降も一応この金額を計上いたしており

ます。しかし、これは三十六年以降に

なりまして、新しい工場の導入が考慮

されておりますから、四十年で以降に

は今の一キロ三十銭の割りでいきま

す。とまだ五百六十万円ふえると、こう

いう一応の試算になります。しかし、こ

れはあくまでも寄付でございまして

から、振興会の事業の伸展状況、振興

会が製造業者等に与える便益のあり方

によつてこの寄付の繰り込み方は考え

なければいかぬ、こういうふう

に考えます。

○小笠原二三男君 そうすると、これ

は納付金制度の見合いとして、まあ放

置できない、おつき合ひさせろとい

う意味のことで、金額には何ら拘泥し

てゐるわけではないということなんです

か、端的に言うと、振興会の事業運

営上、運用上必要なんだということ

で、資金上、運用上必要なんだとい

うことで、資金上、運用上必要なんだ

というのでないか、これは。

○政府委員(渡部伍良君) その通りで

す。

○政府委員(渡部伍良君) その通りで

す。

でございます。ただ受益がありますから、そのままだらうっておくよりも、多少振興会の仕事に心を持たす、そのことがひいて日本のテンサイ、あるいはテンサイ糖業の発展に寄与するもの、こういう考え方で、賛助金というふうな考え方にしたらどうかということですが、賛助金というものはこれはおかしいので、やはり何といいますか、法律的には寄付金という名目になってしまふ、こういう考え方でございませう。

○小笠原三三男君 この振興会の財源は納付金をもって充てるのではないのでしょうか。

○政府委員(渡部伍良君) 納付金は国の雑収入に入っております。振興会は一一般会計から振興会に対する出資金または補助金、こういうのです。一般会計から出されることになりませう。

○小笠原三三男君 法律上は、納付金を見合いにして政府出資をするのだというふうなことはどこかで明記されておるのですか。

○政府委員(渡部伍良君) 全然ありません。これは法律上は関係のないことでございます。

○小笠原三三男君 法律上は全然関係がなく、国の所要経費として、テンサイ振興の研究事業推進のためにこういうものに出資するとなっておるのに、振興会に入れる寄付金の方は、納付金を納めていることを前提にして、寄付金というものをつき合せるという形があるのでしょうか。これはおかしいじゃありませんか。

○政府委員(渡部伍良君) ちょっと説明が足りなかったと思います。納付金を納めている間は、納付金を納めている会社から寄付金をダブって取る考え

は持っておりません。しかし、納付金を完了した後は、やはりそのほかの会社と同等に一般的な恩恵を受けるのでありますから、そのほかの会社と同等な寄付金を私の方は取りたい、こういうふうな考えております。

○小笠原三三男君 だから、その点について私は疑問を持つのです。そうすると、法律上、明文上はどこにも出ていないのに、振興会というものは、納付金であろうが寄付金であろうが、形式は政府出資とあるけれども、われわれ会社が出した金でやっているのだ、だから、われわれのために第一の利益が上るようにやってもいい、こういう主張ができるような形になっているわけですね、あなたの答弁からいって、納付金をとっているものから寄付金はおつき合いのために出させるのだ、片方から納付金を取っているからいいのだ、納付金を納めない方から寄付金で取るのだ、けれども、法律上は振興会と納付金制度とは全然別個のことである、振興会は政府責任で政府の方でやることなんだ、ところが、実際は、振興会というものは、いやそうでないのだ、会社が出した納付金と寄付金で運営するのだ、こういうことも実態の上には現われておるわけですね。そうしたら、これは製糖業者のひもつき運営というものが私を将来起ってくるのではないかと心配することは、あなたがちめちやくちやなかんぐり方だとは言えな

いじゃないか。その点を聞いています。でも、しかも、この振興会が発足もせぬのに、寄付金等を目当てにしているんだなんという事業計画が、この法案審議の過程で出てきておる。これに對

して、私はおかしいと思う。もしもその振興会が、全額政府出資の金で経営される振興会であるなら、寄付金を取る取らぬはどういうことかという、理事

会なりなんなりが将来の問題として考えていいことなんだあつて、そこまで今からちゃんと事業を予算上計画を立てておるんだというところは、これはいかかかという感じを持つ。私は寄付金を取るべきかというならば、個人としては、取るべきでないと考えております。政府金額出資で、政府責任でやるこの種の事業に、受益者団体から寄付金を取るなどということはやるべきじゃない。私個人の意見は、そうです。ただ、これは党に帰って聞いてみますが、これは政府責任というものはばやけてくる。しかも、納付金のひもつきによる振興会ができるのだという形を天下に示すということ、それはテンサイ糖業者のためになる振興会であるが、テンサイ栽培あるいは消費、この方の関係のものに対しては、利益があるのかないのかということについては疑点が残るわけです、金の出道そのものからいって、そういう意味から、まあさっきのような質問をしてい

るわけなんです、どうしてもこれは取らなければならぬと思っているんです。○政府委員(渡部伍良君) てん菜振興会の事業は、二十三条にございませう。うな基礎的な試験研究、あるいは原種、原種の生産、配布というところから消費の増進というところまで行っておるわけございまして、この種の仕事は、政府が原則として行うべきであると思ひます。従つて、政府の試験研究機関でやるということは原則であると

思ひますが、政府の試験研究機関でやりますのには、テンサイというものの特性から、従来非常に努力したにもかかわらず、政府の試験研究機関の発展が望めなかつた。それには公務員法とか、あるいは定員法とか、あるいはテンサイについては政府よりも民間の技術の方が進んでいる面が非常に多い、こういうふうな点もございまして、そういう点を同時に取り入れるのには特殊法人を作った方がいいと、こういうことから考えておるのございませう。

○小笠原三三男君 この振興局が、特定の方面に非常な差別的な恩恵を施すというところは考えてはならない。そのために、やはり特殊法人として、政府の特殊機関として扱うことにいたしておるのございませう。従つて、その資金も政府が出すのが原則でございませうが、先ほど申し上げましたように、テンサイ糖の消費の増進というふうな点からいいますと、やはりテンサイ糖の製造業者にも恩恵が及ぼされるのでありますから、そこから寄付金を取つてもいいんじゃないか、こういう考えで私どもは計画をしておるのございませう。それがその振興会の運営を特定の業者のひもつき運営になるという心配は、この程度でございませう。それからまた、納付金制度にいたしましたのも、先ほど申し上げましたように、法律上は全然別個の収入支出というところになっておりますから、その点も断ち切っておるのございませう。しかし、心配はないと思うのございませう。しかし、お話の寄付金を取ること

は、寄付を出した人に何かお返しをしなければならぬ、こういうふうな

印象を与えるということはまずいというお話は非常によくわかるのございませう。私どもの方は、寄付はあくまでも寄付であつて、こちらから強制するのではない。しかし、まあ便益があるのだから、寄付の項目も頭を出しておいた方がいいのではないかと考えておる方ではあるのございませうが、これは将来この振興会が発足いたしました、寄付を取る取らないという点は、さらに再検討の余地は十分にあると、こういうふうな考えております。

○小笠原三三男君 この振興局が、十二億八千六百万ぐらいの金――実際はそうでない、六年目以降八千四百万ですがね。ですから、総体としてはまだ小さな金ですが、年間たとえば政府出資三千四年度一千万ですから、振興局に一千万もらえる、翌年度使うだけの金をもらっているという形になる場合には、振興局は寄付を取りませうか、受益者から政府としてもらえないでしよう、寄付を。それが、特殊法人であるがゆえに、全額政府出資の金で運営する団体でありながら、その場合には寄付を取つていいと、こういうことですね。まあ委託研究などとは違ふわけですから、初めからもう野放し、ひものない寄付ですから。

○政府委員(渡部伍良君) 特殊法人にした利点は、急速に試験研究を進めていくのには、現在の行政機構のワタの中ではいろいろな制約である。先ほど申し上げましたように、公務員法であるとか、定員法であるとか、外国の技術者を招聘しましても、これは役所であれば簡単にいかない、そういう点。あるいは民間の技術者を動員しようと思つても、定員法なり公務員法の俸給

の制限というふうなもので、とても吸収することができない、そういうふうな考えから特殊法人にしておるのでございます。

○小笠原三男君 わかりました。農林省のそういう外郭的な特殊法人団体、幾つあります。全額政府出資というふうな形のものがありますか、ありませんか、農林省所管の中で。

○政府委員(渡部伍良君) 今思いつくのは、日本中央競馬会ですか、これがたしか全額政府出資の団体ではないかと思ひますが、ほかにはちよつと今記憶ありません。

○小笠原三男君 そうすると、まあこの振興会の運用のやり方いかんによつてはひもつかぬし、一部製糖業者の利益を代弁するものでもないという性格を明らかにすることになるわけですから、役員や運用の問題がまあ重要になつてくるわけですから、理事については理事長が農林大臣の認可を受けて任命するという手続になつていますが、こういう手続の仕方は、そういう政府関係の特殊法人の一般的な型ですか、これは。

○政府委員(渡部伍良君) 最近の型はこういう型でございます。たしか農林中金は理事全員を政府が任命することになつておると思ひますが、農林漁業金融公庫、そのほか最近の例は、理事長、監事を農林大臣が任命して、そのほかの理事は理事長が農林大臣の認可を受けて任命すると、こういうのが最近の例になつております。

○小笠原三男君 それも一つの論点にならうかと思うのですが、外郭会社的な、また営利事業を営むような団体ならば、理事長の采配いかによつて、

臨機な措置がとれるように、理事はやはり理事長が推薦して任命なり承認を求めるという手続がよろうとも思ひますが、この振興会の成り立ち

は、実は政府で直接やつていいものである。しかし、政府でやる、公務員法その他で、まあ柔軟自在な運用によつて、急速なテンサイ栽培なり、テ

ンサイ糖事業の発展に資することができないというふうな形だけで、形式上振興会にするという形が出てくるので

すね。あくまでもこれはその手続上振興会という方がやりやすいんだという形なんです。そうであれば、やはりこれは全く政府が柔軟自在にやるのと同じ意味で、政府自身がもう直接やるのと何ら変らないような、不離一体の経営をしてもらわなくちゃいかぬ、そういうようなことからいへば、他にも例があるのですが、理事そのものも農林大臣が任命するという形が政府に近いという形になりはせぬか。まあどつちでもいいだろうが、私はこういうところ

に、理事長に人を得ないことになると、理事の構成がまた十分でない。それから事業運営がへんばな形が出るというふうなことも考えられるのです。が、まず当面理事長というものは、えらい農林省の役人でも持つていこうというわけですか。あるいは農業関係団体の農林省から出ているえらい大先輩でも持つていって据えようというわけですか、これは。

○政府委員(渡部伍良君) 今の理事の任命の方法は、最近の例で理事全部を農林大臣が直接任命するという例はあまりありませんから、それに準拠しておるのでございます。ただ一つ、特殊法人としますと、たとえば試験場あ

るいは技術研究所というふうな機構ができた場合に、その場、所長が、その部下を指揮監督すると、こういう形の部下を指揮監督できると、

態度統一、技術的な運営ができると、そういう面もございませう。そういう点からいっても、やはり理事長に最終の責任を負わなければならないという面も考えられるのではないと思ひます。

それから理事長は、これは結局テンサイを急速に発展させなければならぬと、こういう点で、役人であろうが役人であらうが、広く人材を物色して適任者を選びたいと考えております。

○小笠原三男君 まあそういう答弁をする以外には、あんたとしてはないわけなんだが、ただし、政府でいかなる答弁をしようとも、公社、公団、あるいはこの種のものにはまず理事長以下理事、あるいはよく経営委員会とか運営審議会が出てきますが、それらのものも学識経験者の中からなどと称して、具体的にはまつていく人間というものは何か、これは役人です。しかも、農林省なら農林省は局長ポストは五つしかない、狹隘で、あまり長きにわたつて動かぬわけにもいかぬ。次官はたつた一人だ。ちよいと横ちよに行つてもらうというところで、こういうところに行く人が出てくるんじゃないかと思ふのです。そういうことを否定しますか。そんなことは絶対ありませんか、農林省からは一人といへども現職をやめさせてこの種のものに行く者はありませんか、これは政務次官にお尋ねします。

○政府委員(高橋衛君) このてん菜糖振興会の役員につきましては御質問でございませうが、先ほど渡部食糧庁長官からお答えいたしました通り、広く人

材を求めるという立場で選考いたしました存じますが、しかし、人材の中に役人が入らぬということを申し上げるのはいかかと思ひます。

○小笠原三男君 てん菜に關して学識経験を持つ役人はいないのです。現在いないのです。テンサイに対して経験がある、あるいは振興会について経験のある学識経験者、振興会などというものはこれから後に出るもので、

た、てん菜糖のことについて長きにわたつて勉強をしているという人は農林省にはいない。いとすればどつかの試験場長くらいが一番これは偉い人なのです。食糧庁長官が何ぼえらそうに言おうが、増田さんが何ぼてん菜論を述べようが、これは最近、近々のことなので。従つて、まあそういう意味からいつても適格者はいないので、

よ、農林省の上の方には、けれども、まあ私はこれ以上申し上げませんが、世間に往々にして役人の姥捨山というように思われるような経営にならないように、これだけは御留意を願つておきたいということをまあ申し上げたい。

そこで、さつきからその納付金というものは、何も振興会とは関係はないのだ、法律上の建前は、こういうことになつておる。従つて、その受益者云々などという、そういうことは関係ないのだということになつておる。それなら関係がないなら、ほんとうに關係がないものとして、振興会は振興会として三億三千三百万というふうな、納付金に見合つたような半端な年次のな出資というものをやめて、それから運用云々というふうなこともやめて、年

度々で一千万、二千万、八千万、

一億、こういう金を出すということは、どういふことなんでしょうか、経営上。

○政府委員(渡部伍良君) 私の方としては、最初に振興会の出資を全額いただくのが一番いいわけでございます。しかし、これは國の財政の都合もありませんから、そういうことはなかなか承しきれない。そこで、それならば最低限がまんでできる点はどこだということとは、法律上は納付金と振興会とは関係ありませんけれども、一方に

おいて、テンサイの振興をやるにつれて、テンサイに關係して納付金が入ってくるのであるから、その額を下らない出資または補助金を毎年いただく、こういうことで大蔵省とかけ合ひまして、そこを一つのかんぬきにしておるのでございませう。

○小笠原三男君 これはまた話が變るし、農林委員の立場で言うのはいかにかと思ひますが、何らひもがついていないのだと言つていながら、大蔵省への予算要求は、上りです、上つてきたお金、上りは全部よこせ、そして上りはそのものにみんな使わせろ、その事業にみんな使わせろ、この思想が、かりに農林省の中で各種の事業についてこういう思想が起つたら、農林省は損ですか、得ですか。全体として。

○政府委員(渡部伍良君) これは具體的、ものによると思ひますが、一般的问题としては、そういうひもがついて上つてくるものはたくさんありますから、しかし、使つた金は、簡単に言ひますと、土地改良費何百億は、それに見合う上りはございませう。従つて、そういうひもつきは農林省全体としては困るのじゃないかと思ひます。ただ何といひますか、これも非常にデ

リケートな問題でございしますが、おくられてる部分、なかなか長年努力しても予算が通らなかつた部分にたまたまそれに関連する財源が見つければそれにひもをつけた、こういうのは一つの人情ではないかと思ひますが、そういうひもつきの説明をすることにしているのは、大蔵省当局は非常にいやがっているのでもありますが、私の方としては、先ほど申し上げましたように、振興会によってテンサイ糖の、あるいはテンサイの振興をやらなければいかぬのだ、そんなことが、入ってくる当てがあるなら初めにこそ、こういうことを要求したのでございしますが、しかし、大蔵省の財政上の立場から、それもできない、そういうことならば、はつきり上に見合うものは間違ひなくよこせという事業計画を作ること同意し、こういうことでかけ合っているのでもございします。

○小笠原二三男君 非常にとつぴな話ですが、労働者が源泉所得税を納めている。その国の収入は幾らだ、これはわれわれの出した金だ、われわれのためにその金を使え、あるいは専売公社の従業員が職務に精励した結果専売益金が出て、われわれにその分の幾分をよこせ、郵政職員はまた大いに簡易保険の勧誘その他で財源を確保した、われわれがやったのだ、分け前をよこせ、この思想には通じないのですか、これは。

○政府委員(渡部伍良君) 非常にデリケートな問題だと思ひますが……
○小笠原二三男君 後学のために聞いておくのです、非常にけっこうなことですから。
○政府委員(渡部伍良君) そういう主

張は、私も官庁の労組と交渉するときに主張は出てきます。しかし、それは何といひますか、納税者もこのくらい納めているのだからおれの方にもつと恩恵をよこせという要求はやっぱり出ているのじゃないかと思ひます。しかし、これは税収というものは一般的目的で、特定の目的のために税を納めているのではないというのが建前でございますから、納付金の問題も税にすると税でないかという議論が非常にあつたわけでございします。そこで結局、税金に特別加徴金、こういうふうなことで、純粋の税ではない、しかし、税金の性質を帯びている特別加徴金である、こういうことで法律上は全然関係ないけれども、実質上はそういうふうな特定の用途に向けることは事実でございしますから、そういう説明をいたしてあります。これは先ほど申し上げましたように、やはり何と申しますか、特定の目的を果そうとする際に、たまたまそれに関連する財源があつたからそれをこつちに向けるのだと、こういう非常に例外的なケースと、こういうふうなことを考へております。

○小笠原二三男君 私はこういうことに振興会を設けるという内容に個人的に反対するものではない。ただ法律上の建前は別個であるが、内容的にはこれがこう移つたんだというように形にはならぬ方法がないものか。そうするならば、政府はこういう歳入が予定されるのだから、だから、本年五千万とか来年度二千万、三千万、四千万、そして総体において五十年間の間に十六億なら十六億、十七億なら十七億程度を出すのだというふうな形で仕事を進められるというのが政府のやり方ではないのだから、という感じが私は持つ

ないのだから、という感じが私は持つのです。三億三千三百万なんという、すつかりはじき出してそれが予算で振興会出資でございしますなどという、こんなことが他の団体にあるだろうか。あまりにきつちやうめんにやらしたものだ、という感じが私は持つのです。今後政府においては、こういうやり方について、財源は確保するといふ保証のもとに、こういう支出の方法といふことについては、何と申しますか、考え直しては、何と申しますか、御説明申し上げるつもりです。

○政府委員(渡部伍良君) 繰り返して御説明申し上げます……
○小笠原二三男君 あるかないかだけ聞けばいい。あとは大蔵省を呼んで聞きます。
○政府委員(渡部伍良君) あくまでもこれは特別のケースでございまして、ただこれも役所の事務的な……
○小笠原二三男君 私の聞いているのは、政府委員、岸内閣に聞いているのですからね。農林省に聞いているのじゃないのですよ。
○政府委員(渡部伍良君) 農林省の立場としては、一般的な経費であり、かつ、いつでも前年度の何割、何割節約、こういうようなことがほとんど毎年と言つていいくらいにあるわけでございます。そういうことで試験場等の経費でも、一般に五割節約のときには三割節約とか、そういうことでやられておりますから、そういうことを防ぐのにも、このテンサイの生産を急速にやろうというところからいへば、一般の経費とは違つた特定分にしておいた方がいいのじゃないか、これは金を要求す

る方の立場から強く主張してそれだけ別ワケをとつておると、こういうことでございします。
○小笠原二三男君 わかりました。それなら何と申しますか、国の立場で振興会が当年度に使用しきれない金をどんどん出してやる、そしてそれは預金せられる、そういう形の出資の仕方についてはどうお考えですか。
○政府委員(渡部伍良君) これは普通の官庁会計ならばそういうことはあり得ない。必要に応じて金券を切つて出すといふことになりまして、これは特殊法人でございしますから、特殊法人としては、一定の期間の運営をするために、どういふふうな金繰りにするかという考え方は、基金を造成して基金の利回りで経常費をまかなう、こういう考え方はあるわけでございます。
○小笠原二三男君 そうすると、このだぶつく金はどこへ預けるのですか、この振興会は、経過年度の間で繰り越しになる金は。
○政府委員(渡部伍良君) 第三十一条に「振興会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。」

一 銀行又は農林大臣の指定するその他の金融機関への預金
二 国債又は農林大臣の指定するその他の有価証券の取得
この他の制限のもとで、安全確実な、かつ、有利なところに預金することに なります。

○小笠原二三男君 そうすると、これは銀行に預金し、その預金が担保にならないまでも、裏づけとなり保証となつて製糖会社の設備資金その他へ、あるいは運転資金等へ、一時融資とい

うような形に一切これはひもがついて使われるというところは排除されるわけですね。もう預けっぱなしですね。そうしてその金が見合ひになるといふようなことについては監督できる方法があるわけですか。
○政府委員(渡部伍良君) これは全然製糖会社とは別個の預け主になりますから、それを見合ひにして金を貸すといふようなことはあり得ないと思ひます。それからまた金額も最終年度で十億程度の基金ができるのでございしますから、これを一行に預けるといふわけにはいきませんし、御指摘のような心配は全然ない、こういうふうな考えます。

○小笠原二三男君 一面からいへば、効率の悪い金を初めから国がもつたいたくも出して、そういうことなんです。ね。われわれからいへばありがたうとだけれども、国の立場からいへば、他に運用したらもっと効率がよいというふうな場合もあるでしょうし、単に渡して預けさせておく、そうして将来の蓄積、運用に充てる、ただそれだけなんです。この振興会への金の出し方としては政府として、次にお尋ねしますが、今の問題に関連するのですが、もう一つ飛躍して、振興会が必要だつたら振興会を作りなさい、それから一般財源を充てなさい、納付金は食糧の会計へ入れなさい、なぜなら旧米砂糖を買い上げて会社の赤字を補償してきた食糧の会計に砂糖のそれから出てくる益金の一部なんだからこれを食糧の会計へ入れなさい、この議論についてはどうですか。

○政府委員(渡部伍良君) 砂糖の買い上げによって食糧管理特別会計が負担

した総額は約四十億くらいになってお
ると思います。しかし、それは毎年の
赤字を毎年の一般会計からの借り入れ
で処理しておりますから、食糧管理特
別会計としては、そのものを入れます
と、現在のように勘定区分が分れます
と、農産物勘定の分を内地米勘定の方
に流用すること、利益を増す
ということもできませんから、ちよつ
と意味をなさないのでないか。納付
金はやはり一般会計で従来の赤字を補
てんしてまわっておりますから、や
はり一般会計にとつた方がいいんじや
ないか、こういうふうに考えます。

○小笠原三男君 食糧の会計は赤字
になる、それは何で補てんするかとい
うと国民の税金で補てんする、われわれ
の金で補てんをしておる。そしてわれ
われの金で砂糖を買い上げて、製糖会
社がまず立っていく方途を講ずるとい
うこともあるのです。ところが、その
対象になった砂糖会社の益金は一般会
計に入れたとしても、振興会という
ことで還元される形で金が使われてお
る。そしてしりぬぐいは国民の税金で
無限にしりをぬぐうていく、あるいは
過去にしりをぬぐうてきた、このこと
は理屈の上からいえば、そうあればあ
るほどそこから上った益金というもの
は、その食糧の全体を埋めるにせよな
にせよ、国民の赤字のための税金の
繰り入れというものを幾分でも避ける
ということ、当面そこから上ってき
た金を食糧の会計に入れるというのが
筋じゃないですか。振興会を作る作ら
ぬというだけですよ、私の議論は、こ
れがだめなんだ、いやなんだというこ
とになれば、振興会というものを作ら
なくちゃならない。黙っておつてはテ

ンサイ糖について一般予算があまり思
うようにとれない。だから、ひん曲げ
てきたのだという議論になってくるわ
けですから、どつちかなんですから、そ
ういう意味で私は尋ねておるのです。

○政府委員(渡部伍良君) 特別会計の
毎年の損失を一般会計から補てんし
た、これはまあ農産物勘定の分として
御説明申し上げます。従つて、その関
係で将来テンサイ糖買い上げによつて
農産物特別勘定に赤字ができる場合を
予想して、農産物の勘定に繰り入れ、
農産物勘定の帳じりを黒字にしておい
てもいいんじゃないか、こういうお話
だろうと思います。しかし、そういう
考えも成り立ち得ると思ひますが、こ
れはお話のように、この際テンサイの
生産振興のために使つた方がいいとい
うふうな方向に私も踏み切つたの
であります。

○小笠原三男君 使う金はひもをつ
けて使いたい、赤字補てんの分は国民
の税金から黙つて法律上ひっぱり込ん
でくれるのだからかまうことはない、
こういう財政の運用の仕方というもの
を国民は容認しますか。論理として
は私の言う方が主張が正しいように思
うのですがね。政府の立場で、いや、
さにあらず、そういうものでない、お
前の言うことは全く間違つてゐる、振
興会の財源に充てるというのが正しい
のだ、そういう論理がありますか、そ
ういう正しいという論理が。

○政府委員(渡部伍良君) ですから、
食糧に入れたらならないということ
は、私は申し上げていないのであつ
て、そういう考えもありましたが、今
回はテンサイ振興会の方に使いたい、
そういうふうな踏み切つたのであり

ます。

○小笠原三男君 それについては大
蔵省も異存はないわけですね。

○政府委員(渡部伍良君) その通りで
ございます。

○小笠原三男君 食糧庁長官として
は、砂糖の将来というものは専売制が
いいと思つていませんか。

○政府委員(渡部伍良君) これは各国
の砂糖の歴史を見ますと、いろいろな
段階を経てきております。専売的なこ
とをやつておつた時代もあります。
一つの方法としては、専売制というこ
とも考えられると思ひます。しかし、
これはあくまでもその国の経済機構な
り、あるいは特定の産業のその経済機
構の中における状況によつてきめなけ
ればならないのでありまして、今すぐ
専売がいいかということについては、
現在の日本の経済機構なり、日本の砂
糖業の段階からいふと、そこまでは踏
み切れないんじゃないか、こういうふ
うに考えております。

○小笠原三男君 業界は政府買い上
げを望んでいますか、望んでいませ
んか。

○政府委員(渡部伍良君) これは各人
各様でございます、まとまつた意見
は私どもの方ではないと思つており
ます。

○小笠原三男君 政府としては買い
上げを希望されるものについて買い上
げるといふ用意がありますか。

○政府委員(渡部伍良君) テンサイ糖
に関する限りは、先ほど御説明申し上
げましたように、希望があれば一定の
条件によつて買い上げる、こういうこ
とになります。

○小笠原三男君 世界の例が云々と

言いますが、塩の専売制なんというも
のから考へてみて、この甘味資源の砂
糖は基礎的なものですね、これの専売
制というものは必要度からいへば塩以
上にあるんじゃないですか。

○政府委員(渡部伍良君) これは最近
までは、戦争前は台湾でほとんど日本
の内地の砂糖をまかない、終戦後はほ
とんど全部を輸入糖でまかつておつ
たのであります。従ひまして、そのと
きには輸入コストと同等あるいはそれ
以上の税金、関税、消費税がかかつて
いるのでございまして、そういう点か
らいいますと、一方では、消費者が
もつと安い砂糖を消費できる要件が
ある、一方、日本の内地でテンサイな
り、カンショ糖なり、あるいは結晶ブ
ドウ糖がイモ類からとれる、こういう
ことになりましたと、その振興をはかる
ことが日本の農業を進展さすゆえんで
あるということになりますれば、やは
りそのビートなり澱粉、ひいてはカン
ショ、パレイショの耕作者の農業経営
が成り立つような糖価水準を維持する
ことが必要になってきます。それを単
に関税、消費税でまかなつたのはい
か、一方では専売制のようなものをし
て、その収益は一部はテンサイな
り、カンショ、パレイショの生産振興
に回し、一部は消費者にも負担して
らう、こういうふうにした方がいいか、
こういう問題は、これは理論的には非
常に簡単に割り切れる問題だと思ひま
すが、日本の砂糖事業の伸展の状況か
らみますと、過去の経緯というものを
一朝にして新しい制度に切りかえるこ
うなことにはなかなかむずかしい問題
があるんじゃないかと思ひます。しか
し、今申し上げましたように、砂糖

は、實際は消費者価格のうち半分は税
金であるということから考へて、砂糖
の日本の経済機構の中における取扱
いについては、もつと発展的な考え方を
した方がいいのではないかと感じ
は、私個人としては持つております。

○小笠原三男君 今お話を聞いたよ
うな流通の問題だけでなく、その
基礎要件として、暖地ビートが水田の
裏作になるのだ、それから寒冷地では
それは畑作振興に資するのだ、日本農
業の営農形態がこれで相当大きく変つ
ていくのだ、しかもテンサイ農業は常
に政府は保護していかなくちゃならぬ
のだ、こういう建前から見た場合に、
なおのこと、今日業界でさえも政府買
い上げを望んでおる向きもある、しか
も、計画的な生産を上げなくちゃいか
ぬ、工場配置等についても相当政府が
指導しなくちゃいかぬ、こういう段階
に來ているときに、専売制ということ
について、根本的な考え方を持つこと
なく、単に百五十二万トンのそれを充
足するための四十万トンの国内生産
だ、テンサイ糖の役割はですね。それ
だけのことで、どうも工合が悪いの
じゃないかという感じを私は持つ。今
急にそうなるというものではないが、
今にして大綱を見定めておかなくて、
単にこれを省令でござい、そして資本
家は工場経営をするのだ、そういうこ
とでやるなら、酪農振興をやつてきた
この一、二年の混乱というものと同様
なことが、ある場合は起きるのじゃな
いか、起つたらどうするのだ、そのと
きはやはりそのときで手おくれ、結
局、農民にそのしわが寄つていくの
じゃないかという感じをばく然と、私
はしろうとですからわからぬが、持つ。

そういう意味では、根本的に考えに
なる用意がありますか、専売制につ
いて。

○政府委員(渡部伍良君) これは、先
ほど十年後の目標を掲げまして、消
費、それに見合う国内生産、こういう
ものを立てております。しかし、その
際御説明申し上げましたように、国内
生産については、その目標に到達しな
いフクター、やり方によってはそれ
が非常に早く到達し、それ以上に伸び
ると、こういう両方のフクターがあ
るのであります。それらをもう少し見
きわめた上で、水田裏作に暖地ビート
が入ってくることにすれば、かりに今
の二毛作田が百万町歩ございまして、
それを五年輪作にすれば二十万町歩の
ビートができます。そうすれば現在の
目標の三倍近くはそれだけでふえる可
能性が出てくるわけです。しかし、こ
れは暖地ビートの適地あるいは適作性
がもう少しはつきりしていかないと確
定的なことは断定できないのでござい
ますから、もう少しばらばら進行をみま
して、国内消費の大部分が国内産でま
なわれるというふうな段階の目安があ
つた段階におきましては、もう少し思
い切った制度を考える必要ができてく
るのじゃないか、それまでには各方面
の将来の見通しを立てて、結論を出し
てもおそくはないのじゃないか、こ
ういうふうに考えます。

○小笠原三三男君 重ねて素朴な意見
で質問するわけですが、どだい、関税
障壁を設ける、そうして国内の流通
格をある程度に押える、安定さす、そ
のことは製糖業者に一定の利潤を保障
することである、そのことは農民の生
産者価格を保障してやることである、

これがいつも循環しておれば、農民の
生産価格を保障するためには製糖業者
に一定の利潤を与えなくちゃならぬ、
その上に立つてコストの計算があつて
価格が形成される、それによって消費
者は砂糖の消費をするのだ、消費者と
いうものは一番最後に回るのですね、
ですから私は、この関税障壁を設けて
国内生産を保護するという立場は、消
費者の利益も守るということがまあ入
らなくちゃいかぬ、そういうことにな
れば中間マージンを極力押える、末端
の生産者のそれが保障されるというこ
とであれば専売制以外にないのじやな
いかという素朴な考え方を持つのです
ね。これが資本主義の保守党だから
だめなんだ、社会党は社会主義政策を
やるのだから専売だろうとかという、
そういう考え方であつてはいかぬと思
う。もう計画生産をやつていく、その
上ではロスを排除するということにな
れば、どうして専売制に移行してい
くという考え方が一つの考え方になる
ように思うのですが、検討するかしな
いかということについては、何らの御
返事もない。

○政府委員(渡部伍良君) 私の方で
は、そういう考え方を含めて、日本の
砂糖事業、ひいては日本の農家経済の
向上という点を検討したいと思つて
おります。それはあくまでも、しか
し、その時の経済の段階に応じた結論
を出さざるを得ないと、こういうふう
に考えております。

○小笠原三三男君 ちょっと速記をと
めて下さい。
○委員長(秋山俊一郎君) ちょっと速
記をとめて。
【速記中止】

○委員長(秋山俊一郎君) 速記を始
めて。

○小笠原三三男君 じゃ、まあこの委
員会での法案が仕上るものとしまし
ても、その後には疑念の残る点は、また
調査の段階で尋ねることにしまし
て、東北のビートの問題をお尋ねした
のですが、さつきお尋ねしたら畑作
の方のそれは大体六千町歩の範囲で云
云といいますが、局長にお尋ねしま
す、三十三年度です、岩手、青森の
試作した反則は幾らですか。三十四年
度は幾らですか。また、それ以外の団
体等で試作等をやっているのがあつた
からそれは幾らというふうには……。それ
からもう一つは、どこどこで、固な
り地方なりが試験研究をやつていま
すか、どこどここの機関でやつていま
すか。

○政府委員(増田盛君) 東北地方にお
きますテンサイ導入の試験でございま
すが、まず三十三年度を申し上げます。
三十三年度におきましては、東北
六県が全部実行しております。この試
験のやり方は、試験場の本場でやる場
合と、それからさらに本場から現地の
農家に委託しまして現地試験をやる、
こういうふうに分れております。予算
額で申し上げますと、三十三年度が東北
の本場の試験費が五十万一千円、それ
から研究試験費が五十四万四千円、こ
ういふことになっております。それから三
十四年度におきましては、おおむね三
十三年度の規模で東北各県に対して試
験を行うわけでありまして、そこで、試
作の面積でございしますが、現在までの
実施した面積は、青森県の場合には担
当農家数が二十五戸、実施面積が一
二〇にいたしまして二百五十アール二町

五反であります。岩手の場合も同様に
二十五戸を対象にしまして二町五反、
秋田の場合も同様二十五戸で二町五
反、山形が若干少く六戸で一反三
畝、宮城が二十五戸で二町五反、福島
が同様二十五戸で二町五反、こうい
う試作面積になっております。先ほど
私申し上げました中で、現在三十四年
度に試作の拡大を青森県並びに岩手県
の北部で考へておられるわけであり
ますが、それに対する将来の拡大した場
合、工場が一工場完成した場合の面積は六
千町歩と申し上げましたが、これは年
年六千町歩というものでござい
ます。毎々六千町歩、ただし、四年に
一回の輪作を考慮する必要があると思
いますので、農家の圃場の中で植え付
ける場所が年々変わつて、何年かの週期で
回つていくというものでござい
ます。年六千町歩と申し上げたのは、年々
の圃場を申し上げる。従つて、適地
としましては、むしろ何年かに一回
回つてくるということになりますと、
これに輪作の倍率を掛けたいとい
ふじゃないか、かように考えております。

○小笠原三三男君 その二十五戸、二
町五反というのは、一反平均になるよ
うですね、これはそうすると、うまく
できるかできないかという作付試験だ
けで、このテンサイ栽培を導入した営
農のあり方はどうなのか、経済、経営
の面などの研究はどこまでやった実
績はないと見ていいわけですか。

○政府委員(増田盛君) 従来、三十一
年から試験をやつておられるわけござ
います、これは主として今御指摘のよ
うに栽培試験、これが主体でございま
すが、しかしながら、たとえば厨川の
東北農業試験場等で、経済試験も含め

まして調査をしております。しかし、こ
れだけでは実是不十分でござい
ます、三十四年度におきましては、まず
最も早く栽培試験の見通しのついてお
ります岩手の北部と青森に
て、これに対して両方合せまして予算
をいたしましては百町歩、しかも、こ
れも試作のほかに農家に対する経済調
査でございまして、当該栽培農家の経済
調査、今お話のありましたように酪農
との結合とか、土壌関係とか労力関
係、こういうものを全部含めまして、
三十四年度で相当大きな規模で、私
の方で試験とあわせまして経済調査の
実験をする、こういうことを考えてお
ります。

○小笠原三三男君 そうすると、それ
は三十四年から、百町歩そのものでは
なくて、百町歩のうち幾つかの農家
営の中で実際の検討をさせ、東北農
事試験場で経済調査もやつていくとい
うことですが、そうしますと、技術的
にも、このテンサイは輪作でいくなら
どういふものかとか、何と何とが
一番効果があるとかないとか、そうい
うことの結論は何にもないわけですね。
○政府委員(増田盛君) これは大体先
ほど申し上げました表東北の北部地帯
に対しては、現行の作付様式とい
うものに関しましては、これは現実
にいろいろ調査が行われているわけ
でありまして、御存じの通り、この最も
代表的な作付の形態は、ヒエ、麦、大
豆というふうなことで代表されてお
ります。年三毛作でございしますが、そ
のほかにさらにリンゴが入りタバコが
入る、そうしてバレイシヨも入る、あ
るいは輪作の形で菜種が入る、こ
ういふことになっております。従いま

こういう基幹的な作付様式は、やはりいろいろ論議はありますけれども、東北の北部地帯におきましては、それぞれ農業の実態なり、あるいは農家経済の実態からいたしまして、合理性のあるやり方方法であると考えてるのであります。この場合にテンサイを導入した場合におきまして、これを根本的にやめてしまつて、全然新しい作付体系に置きかえるということは、なかなか私もむずかしいのじゃないかと思ひます。現在そういう面におきまして、やはりそういう考慮から三十一年から県庁を中心として試験が行われておるわけでありまして、大体現在までの見通しにおきましては、やはりヒエ、麦、大豆という作付体系の中に適当にタバコあるいは菜種あるいはビートを織り込む、こういう作付体系を考へておるわけでございまして、そういう点につきましては、今後作付の様式としましては、典型的なものとしては、大体この線で考えられるんじゃないか、ただし、それがあの地帯の個々の農家に具体的にどう入っていくか、牛もおりますけれども、馬もおります。こういう地帯にどう入っていくかという問題は、やはり今後試作なり経済調査を続けることによりまして、はっきりしてくる。特に私は西南暖地に見られるように水稻跡作に限定されている所もやはり問題があるのでございしますが、今お話しになっております表東北の北部地帯は、農業経営のきわめておかれておる地帯でございまして、問題がやはりいろいろあるわけでございますが、国といたしまして、慎重にできるだけのことはいたしまして、このビートの導入に関しまして

も工夫をこらし、さらに援助をしたい、こういうことで漸進的な態勢でやっていきたい、かように考えております。

○小笠原二三男君 今両県で百町歩と岩手県は何町になっておりますか。

○政府委員(増田盛君) 予算としましては、最初三十四年度は実は五十町、五十町ということと合せて百町ということであつたのでありますが、青森は大体五十町、三十四年度試作いたしましたようにということになっております。岩手の方は、準備その他の財政上の負担等もあるようでございまして、現在のところ三十四年度は二十町で、これに對しまして現在さらに後年度の計画がなされておるわけでございまして、青森の場合には、五十町が三十四年とただいま申し上げた通りであります。次に百五十町、それから次に三百町、それから三十七年は一応四千町くらいに拡大したい、これを青森県が現在まで、一番最近まで示してございましては、現在、さらに三十七年度以降に關しましては検討中でございますが、三十四年度に二十町、先ほど申し上げた通りであります。三十五年度が七十町、三十六年度が百五十町、こういうことになっております。三十七年度以降に關しましては、大至急検討の結果言ってくる、こういうことになっております。

と、三十七年度からや完全といひますか、能力を相当發揮できる操業になるように計画されているわけでございますが、しかし、この点、岩手の方に關しましては、三十七年度の計画は現在不明であります。県からの報告によりまして、何とも岩手の方に關しては申し上げられないわけでありまして、けれども、しかし、私もどなたもいたしましては、少くとも試作から普及の段階を考へる場合におきまして、せいぜい三十四・三十五・三十六年と、この三年くらいに逐次試作を拡大して参りました。そしておそろくもう三十四年度に相当大規模にやりますと見通しがついて参ります。しかし、逐次やはり新しい農家にもこれを導入していくということによりまして、だんだん面積を拡大して、三十六年度が終つたあたりには、新しい効果が――工場できまして、そこで、たとえ原料が相当不足であつても、将来に対する確実なる見通しさえつけば、その辺からこの少い原料でもこれを処理していくと、こういう態勢をだんだん固めることが適當だと考へます。実は現在それまでに対する原料の処理は、青函連絡船を渡つて、北海道の道南工場で消化するという方法を考へる以外には手が無いわけでございます。そして、そういう形がいつまで続くかというところは不適當であります。私は、私は三年くらい試作したら、やはり現地でそれなりに工夫をして原料を消化してもらつて、こういうことが必要だと考へております。

○小笠原二三男君 そうすると、三十七年度当初から使えるようにということですか。三十七年度産から工場操業ができるようにということですね。そうしますと、これは六千町歩何々という標準的な工場として、二十数億かかる工場を建てるものとすれば、おそろくともいつから着工しなければなりませんか。

○政府委員(増田盛君) まず、前段のお話から申し上げますが、誤解がありますと困りますのでもう一度申し上げますが、私の方は、実は試作の結果なども十分見まして検討して参らなければならぬわけでございまして、三年間の試作の拡大によつて、四年目から六千町歩確保できるかどうかは、なかなかそういう点で今からはっきり申し上げることはむずかしいのではないかと。むしろ私の方で考へるのは、三十七年度に所定の六千町歩という大きな面積が確保できない場合であつても、やはり工場をそこに設置する、もちろんそこで企業的なリスクは、赤字を当然覚悟して、それくらいになったら、はつきり工場を建て、しかも、工場を建てることによつてテンサイの栽培が促進されるという面もあるわけでございます。また作る農家にいたしましても、いつになったら一体どこに工場を作るのかちつともわからぬでは、これは指導する方あるいは普及する方あるいは作る農家にとつても、きわめてはつきりしないような状態になりますので、私も今は今のところ、一応試作の予算面からいいますと、三十四年から三十六年くらいで現在の輸送費補助、北海道へ持つていくために国が輸送費を補助するというようなことは打ち切つて、三十七年度に、原料は少くともこの場合に一工場を建てるということが適當じゃないかと、かように考へております。そういう考えからいき

ますと、大体一日千トンないし千二百トンの原料処理をする工場を作るといふふうに考へますと、二年くらい前に、従つて、三十七年の秋の操業を確保するわけでございますから、二年前でございまして、三十五年には、はつきりそういうことができれば、工場を建てるということになってスタートしますと、十分間に合うのじゃないかと思ひます。

○小笠原二三男君 それは、三十五年度中に計画を決定して、三十六年の秋にかけて仕事を進めるということと十分間に合うね、二十数億程度の工場だから、そういう意味でしよう。ざりざりになれば、三十六年後半から始まつてもいいことだと思ふのです。着工が、政府委員(増田盛君) 準備と申し上げましてはあれでございまして、北海道の例を見ます、着工ということになりますと、三十六年の夏でも間に合うのじゃないか。ただし、北海道の例を見ますと、用地の取得とか資金の調達、いろいろあるようでございまして、それらを合せて先ほど申し上げたわけでございます。

○小笠原二三男君 だんだん今までの経過を聞いてきますと、試験研究あるいは農家委託の反歩等から見て、これはいんだという確信がほんとにあるのかないのか、失礼な言ひ分ですけれども、わからない。未確定の部分が多いのではないかとそんたくされるのです。いや、そんなことはない、これはりっぱなものだということですか。

○政府委員(増田盛君) 試験研究の結果をまず申し上げますが、この試験研究の結果は、今問題になっております岩手の北部、青森に關しまして、きわ

めて良好でございます。反当収量にしまして、北海道をやや上回っている成績が出ておるわけでありまして、しかも、これの使用しておるビートの種子は、北海道で広範に使用されておりますGWの系統でございます。しかも、この種子の性質からいいますと、特に晩熟性であるが、この品種は北海道で現在九割程度の作付面積を占めておるわけでありまして、これは、晩熟性という点から見ると、むしろ表東北の北部の方が適当しているのじゃないかと考えます。なお、糖分の含有量でありますブリックスにしまして、決して北海道に劣らない成績を持っておりまして、従って、試験的には十分確信があるわけでありまして、ただ、先ほど繰り返して申し上げました通り、きわめて日本の主要な畑作地帯の中におきましても、この地帯は後進的な、しかも、貧困な農家をたくさん包容しておりますので、これに対して、どういう格好で正しい適当な姿でこの農家に導入していくか、こういう問題でございます。この問題に關しまして、いろいろ私の方でも調査をいたし、さらに県当局も調査をいたしまして種々検討いたしましたのでありますが、しかし、大体青森県の畑作面積は全体で六万町歩でございますし、岩手県は御承知の通り八万町歩でございます。こういう広大な面積を持つておるのでございまして、これらの農家に對しまして、たとえ自給肥料や、あるいはえさの自給等によりまして一定の自給的な面積を考慮するとか、あるいはその他乳牛の頭数、こういうものとの關係をいろいろ考慮するとか、あらゆる面でのいろいろ計算をしたのでございますが、

私は、こういう地帯に對しまして、少くとも今後十年間におきまして六千町歩程度のテンサイの導入は必ずしも得る、しかも、こういう地帯におきましてきわめて大事なことは、タバコ、リソンのように局限された作物を除いてみましても、バレイショあるいは菜種等、おそらくこういうものと比較した場合に、ビートが最も農家経営上から採算がとれるわけでございますし、しかも莖葉の価値まで考えますと、最近この地帯は急速に酪農が進んできておりますので、農家の酪農経営の合理化という点から見ましても、十分に農業経営の中に織り込むように進めることであるというふうに考えております。

○小笠原二三男君 それで、技術的にはもうりっぱなものだということばかりでしたが、大へんけっこうだと思ひますが、ただ、これが来年度七十町歩、三十五年度大体二百二十町歩というような形で進んでいって、三十七年操業時期に、青森県のいう四千町歩、岩手県では不明でございますが、二、三千町歩とかりにしましても、そういう最低限度の計画は今からやればいい、保証されますか。

○政府委員(増田盛君) この計画は、県庁のお出しになっておる計画でございます。もちろんそういう点におきまして、県知事初め、この面積の確保に最大の努力をするだろうというところは考えられるわけでございます。農林省といたしましては、こういう計画がはつきりしておるのでございますから、これに對する種子の供給その他の面におきまして、十分な裏づけをするように援助したいと思っております。た

だし、繰り返すようでございまして、やはりこのビートの導入は、全くこの場合におきましては新しい作物でございます。従来きわめてわずかな試作ないし試験があつたのでございまして、しかし、全く新しい地帯に新しい作物が入る。内地に入りますのは今回が初めてでございます。北海道に關しましては、明治初年以來種々の経験がありまして、やはり岩手、青森に導入する場合におきましても、私はいろいろこの導入の仕方、農家経済あるいは農業経営の立場から、私どもは、年次のにきちんきちんと絵にかいたように導入できない場合も起り得るというところは十分考慮しておかなければならぬと思ひます。三十四年、三十五年、三十六年までの試作程度のもものは、これはおそらく両県が長い間かかって検討して持ってきたのでございまして、三十七年度、いきなりこれがけた一連の数字でございますが、飛躍できるかどうか、この辺は、今からはつきりした予測はできないにしましても、ただ、県がこういう計画で指導される場合におきましては、さらに技術的な、あるいはその他の面におきまして援助をしたいと思つております。

ただ、三十七年度にこのようない足飛びの所要面積が確保できない場合におきましても、原料処理上、現地に工場を建ててやっていく、こういうことが私は必要じゃないか、暖地ビートの場合におきましても、同じようにやはり現地で企業の側におきましても工夫をして、そこで原料を全量処理すると、こういう態勢をなるべく早期に確立したいと、このように指導したいと

考えております。

○小笠原二三男君 そうなれば、当分の新工場は赤字を覚悟してでもやるということになるわけですね。その赤字はどこで補てんするんですか。

○政府委員(増田盛君) これは内地に關しまするビート糖——テンサイ糖の買い上げに關しましては、現在明確にきめてない、将来農業経営に對する入り方あるいは企業のあり方によりまして、育成の方針で検討することになっております。従ひまして、私は現実にはそういう新しく工場が新しく企業が起つた場合にこれに對して北海道で見られるような食糧管理特別会計による買い上げ制度が具体的にどうなるかという問題は、今後食糧庁の方で検討されるべき問題でございますが、私は当初の段階におきましては、やはり相当の赤字は企業家として当然覚悟して、これを負担する気持が必要なのじゃないかというふうに考えるわけでござい

ます。

○小笠原二三男君 そこで、食糧の方の何らの保証もない、それで企業努力で長きにわたつて経営していく中で、当初何年間分の赤字は解消されるべきもんだ、こういう考え方でいきますと、その企業自身にとつても非常に不安定、それからその赤字をカバーするための努力というものは、どこかへしむよせになる、そういうことを考えた場合に、私は東北には東北開発として特殊な促進法を持つており、特殊な開発会社を持つておりますから、従つて、新しい地域に新しい作物栽培を国家的な立場で導入していくということになるならば、やはり国家的な会社これに援けて、その栽培奨励が生産者自

身に何ら負担をかけない、将来がやはり保証されているという恒久的な対策が必要のように思ふのですが、この前の委員会でも聞きますと、この地域に入る工場はフジ製糖とかいう工場だということも聞いたのですが、私はこれを聞いてちょっと異様な感じを持った。政府は一方東北開発のために開発会社法を作り、そして昨年の八月に閣議決定になった東北開発に關する具体的な計画がございまして、その中には農業振興の立場からテンサイ生産の振興というところを高らかにうたい、東北開発の審議会が農林部会、——専門部会を作つてその農林部会でもこの検討を過去においてやつており、昨年度の開発会社の国に出した事業計画の中でも、テンサイ糖の調査研究、それは開発会社がこの事業に手を出すという前提なんですよ。そういうことで調査研究費も要求し、多分三十四年度の調査研究費の中には、このテンサイ栽培の試験研究委託費等も入つておると思ふ。そうして東畑さんを専門家にする開発会社がテンサイに關する研究の委員会を持つて、中間的なこういう報告書をわれわれ審議会にまで配付しておる。

しかし、このことは全然今回農林省が考えられる問題とは無關係のままに推移してきているということ、非常に私は不思議に思ふのです。農林省は東北開発に關してこのテンサイ糖の問題に關して何ら企画庁なり、あるいは開発会社との間に連絡がなかったのですか。あるいは昨年の八月に閣議決定になった開発のその問題で、テンサイの導入に關して農林省の代表者も出てきた、この問題については関知しておらないのかどうか、お尋ねしたい。

○政府委員(増田盛君) 東北開発公社

の關係でござりますが、実は経済企画庁におきまして、東北地方におきまして、テンサイ導入に関する調査がたしか三十一年度だと思ひますが、これは経済企画庁の経費におきまして、東北地方総合開発調査費というもので、テンサイ利用の可能性調査費が百万円計上されておるうちに聞いておるわけでありまして、従ひまして、東北開発公社が東北地方の、ビートに対する関心が相当従来深かつたことも事実でござります。これに對しまして、農林省の方は、過去におきまして、経済企画庁その他の調査の委託を受けて、農林省の方が責任を持ちまして、あるいは農業協同組合の中央会や、その他に調査を実施する、あるいは関係府県に對して調査を委託するという方法で調査をいたしておりますが、現在岩手及び青森のこの地帯に對しましては、私どもの方におきまして、フジ製糖から工場設置の申請があつたわけでありまして、東北開発公社からきわめて簡単な書面で希望——具体的に青森、岩手というところを示さずに、東北全体を對象にして、三十三、三十四、三十五年は調査をする、三十七年ごろから場所をはつきり定めて、企業化に移りたい、こういう程度のいわばよく然とした書面でござります。しかも、それに対する説明なしに、今送りっぱなしの書類であつたわけでありまして。しかし、私も現実的にこの岩手、青森地帯を考へますと、将来のことはさておきまして、さしたあたりは、ここに別々の二工場が出てくるということ、私どもが指導する場合ももちろんでありまして、受けて立つ農民の側からいたし

まして、あるいは消費者の立場からいたしまして、さしたあたり、ここに二工場にするということとは不適当ではないか、何とかしてこれは一工場でなければいけないんじゃないかというところ、本年に入りまして青森、岩手両県の経済部長を呼びまして、私の方の施策に関する打ち合せをやつたのでござりますが、その際にも、やはり現地の方での二つの会社があるいは申請し、あるいは希望しておるということがはつきりしたので、私もまたいたしましては二つでは——やはり最初の試作あるいは普及の段階におきましては、何とか一つのもので、一工場だけがいいと思うのでありますが、そういうことを考へておつたのであります。お見えになりました、青森、岩手の今回の場合におきましては、東北開発といたしましては、準備が不十分なので取りやめまされけれども、東北のその他の地帯につきましても、ぜひとも企業化したしたいと思ひますので、その節には振興局も十分御援助を願ひたい、こういう申し出があつたのでござります。いろいろ東北開発の使命、役割等に関しましていろいろお話があつたのでござりますが、私も実はそういう点を今後十分考慮して、栽培の拡大並びに企業化の面に関しまして御協力申し上げたい、かように考へておるのでござります。以上事実をありのままに申し上げた次第でござります。

たのは、青森、岩手、宮城の三県が對象になつておる。そうしてこのテンサイ導入計画なんというのいろいろな試算の上から出ておるようでありまして、開発公社は開発公社で単独でこういうことをやり、農林当局と何ら連絡がとられておらないということ、不都合千万である。率直に私はそう思ひます。しかし、この東北にテンサイを導入するということは、これはもう東北開発の計画としては農村振興の重要な問題として取り上げておるわけです。そうであれば、この種の問題は民間企業に、新しい地域に新しいものを導入し、しかも、さつきから振興局長のおっしゃる通りに、おくれた農民階層の地域にこの種の高度な近代化の経営を含むテンサイ栽培を奨励して、しかも、その奨励した結果が農民は犠牲にのほは、政府が保証しておるようなこの種の開発公社こそが危険負担を伴う、当分赤字さえも続くであろうというやうな会社、こういうものをこそ国家的な立場で開発公社にやらせるべきではないか、また経済企画庁から何のそういう連絡がかりになつたならなかつたかというのも、これも不都合です。不都合ですが、こういうふうにとりかかると振興局を中心として企業化の方法の準備に入らなくちゃならないというやうな事態になつたら、東北開発の建前から企画庁はどう考へるか、この工場設定はどういうところにやらせたいのかと、こういう政府内部においてですね、東北開発の観点から問題を見るべき必要があるんじゃないかというふうに思ふ。その結果、これは今はいかぬから、フジ製糖が希望

しておられるのだからフジ製糖にやらせる、他地域これこれには開発公社がやるように準備せよというふうな計画があつてはならないかと思ひます。あるいはこれはまた三十七年度産から操業開始になるのだから、それまでは試験であつて、その後は大蔵省の計画はどうなつていくのか、そういう余裕が開発公社の方に出るのか出ないのか、技術的に準備ができるかできないのか、こういう点をどうにかして、その上に立つてその判断をすべきではないかというのがまあ関係しておる私の意見なんです。で、きょう聞いて明らかになったことは、企画庁も何ら努力しておらぬ、開発公社も何ら努力しておらぬ、開発公社が審議会なり企画庁に言うておることとはまた別で、自分は自分で勝手に取り下げたということなら、これはこれでわれわれ問題とは別途考へますが、皆さんの方としても、東北の後進性から零細農民を立ち上らせるの一助としてもこういうものを導入する、こういうことになつたら、そういう基本的なことにまゝ立ち入つて検討を加えられる必要があると思ふ。その点はどうか。

か、あるいは足並みがそろつておらぬとか、多少そういう感じがなきにしもあらずでござります。私も東北地方におきまして大きな農業施策をやつた場合におきましては、東北開発の計画とマッチをしてこれを推進するということが必要だと思ひます。ただ、この場合におきまして、先ほども申し上げましたが、昭和三十一年度に経済企画庁の予算でテンサイ事業の可能性調査というものを打ち出したのでござりますが、この場合には私の方で、農林省の方でこの調査費の支払いの上におきまして、これに関する実施面におきまして協力いたしてあります。ただ、実は東北開発公社とも当然私どもも関係を持つてはいるべきなんではないかと、こういう具体的な実施計画になりますと、何とか申し上げたい。今までもあまり縁がないわけでありまして、その点はもう一つの製糖会社と全く同じでござります。東北会社の場合におきまして、先ほど申し上げました通り、非常にばうとした具体性のない書類をただだれかが郵便としてそこに送つてきて、それきりだれもそのことに対して説明に來ない。そして私の方から、特にその書類があつたということをお私に思ひ出して、本年になってから、初めて東北開発の總裁とお会いして、一体あの文書ではさっぱりつかまへるところがないのだけれども、どういう考へ方を持て考へておるのだ、われわれの方も逐次試験の結果が判明し、もう一部では試作の段階にあるのに、東北開発公社の方は、何といひますか、具体性がないということなんで、一つ率直な意見を聞かせて

くれ、こういうことで、初めて向うから、実はその一月三十付のこれを持ってきてお話があつたのでありますが、しかし、この調査の概要も、これは経済企画庁の予算に計上された、先ほどの百万円の子算が発端となつて、私はこの調査も行われておるだろうと思うのであります。従いまして、今後は、やはり私の非常に感じておりますことは、東北開発会社だけでは不十分で、やはり経済企画庁、それから事業化していく場合には、すぐ大蔵省の予算の問題が出て参ります。この間もいろいろ突っ込んで御意見を聞いたのであります。が、やはり大蔵省が事業をどういうふうに認可するか、予算をどうつけるか、それに一にかかっている話でありまして、そういう点では、はっきりやるのかやらないのか突き詰めていきますと、なかなか何ともお答えがない、こういうことになります。私はやはりこういう点を改善するためには、私どもももう少し努力する必要があると思いますけれども、経済企画庁それから大蔵省、こういうものも入れまして、もう少し単刀直入な意見を開陳をして将来の見通しをつける必要があるのではないか、かように考えておるわけです。

○小笠原二三男君　せひそういうふう
にやっていたきたい。そしてその結
論のいかんについて、われわれはとや
こう申しません。ただそれくらいの手
順、手続はとって、そうして国策的
に、東北開発の問題の一環としてこの
問題を取り上げ得るかどうかが検討し
てもらいたい。資金投入の見通しです
ね。三十六、七年の見通しがその方向
にいくものか、開発会社自身の事業と

してもう手一ぱいでその点は伸びない
ということであるならば、その後にお
いて、どういう地域にどういう方向で
奨励していくのか、ざっくばらんな部
内討議をやつてもらいたいのです。
そのいかんによつて、私たちは結果を
お聞きしたいと思う。そうでなくて、
こういう大政な施策が単に一般的に他
の地域における民間企業の認可同様
に、ただ事務的に処理されて、それで
いいんだというようなことでは、どう
も新しい企業ですから、東北にとつて
はこれは心配な点が多々あるわけ
です。ぜひまあそういうことで関係者を
呼びつくて、ただすべき点はただし
て、そして農林当局として、東北農民
の水準を引き上げる、経済的な立場を

題を処理してもらいたいと希望するの
です。まあ今の答弁によると、そうす
ると近々にフジ製糖に認可を与えると
いう事態ではないということだけは明
らかになったわけですから、まあこの
問題については、あとでまた質疑でき
る機会もあると思うので、これで終り
ます。ただあとで、私不勉強ですが
合点のいかないことがあるので、調査
案件として一つ検討することを委員長
において御了解願っておきたいと思
います。

○委員長（秋山俊一郎君） 速記をと
めて。

○委員長（秋山俊一郎君）速記をつ
けて。
それでは暫時休憩いたします。

午後二時六分休憩
午後三時十五分開会

午後三時十五分開會

○委員長（秋山俊一郎君）　これから、
委員会を再開いたします。

引き続き、小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す國有てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律案、日本てん菜振興會法案及び臨時てん菜糖製造業者納付金法案（いづれも内閣提出、衆議院送付）を一括議題にいたします。

御質問のおありの方は、御質疑を願います。

○千田正君 午前中、私ここに長くお
らなかつたから、同僚委員の小笠原君
の質問の内容よくわかりませんけれど
も、東北関係に対してのお尋ねがあつ
たようであります。私も、ここに手元
に東北開発会社の調査の概要が届いて
おるのですが、これをよく見ますとい
うと、非常にこの報告は「ずさん」で
ある、こういう点に目がつくわけであ
りまして、先般米食糧庁長官からの将来
のテンサイ糖の増産に対しての抱負を
聞かされたのでありますが、さらにま
た東北地方の適地においては、これま
た将来北海道同様にいろいろ施策を施
すというお話があつたのであります。
そこで、重ねて私はお尋ねいたした
いのはこの東北開発会社からの調査の概
要を見ますというと、われわれが直接東
北地方を歩いて視察して見ておる土地
と、それから報告とは、だいぶ「われわれの
検討した」とうと、東北開発が出して
おる概要というものを「見ます」とい
うと、それが合さまして一町町なかな
らない程度のものであれば、また施策
の面においてもほど考えなくちゃな
らない問題が出てくる。単に面積だけ
があるからいいというわけではありま

せんで、その点を十分に調査する必要があるのじゃないか。たとえば、青森県の東部、あるいは岩手県の北部等におきましては、ヒエ、あるいはアワ、もしくはは麦、バレイシヨ等を植えておるのだけれども、いわゆる酪農振興対策の一つの裏作としてのテンサイの利用方法もあると、こういうような面から一貫した一つの農家経営の新しい対策としては、テンサイ等は最もいい適地適産の方法であると思いますので、この点の将来十分な調査をやられるのかどうか。もう一つは、北海道のように長い経験があつて、農民もそういうことに何かしら突破口を見つけていかなければならないという切実な考えから、熱意をもつて動いてこなればこれでもいいかぬのでありまして、それをある程度農業指導に相当待たなければならぬ、こういう点から考えまして、こういう北海道以外の内地の適地と称されるところの東北地方に対するところの調査は、農林当局としてはやる意思がないかどうか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(増田盛君) 表東北の北部地帯に対するテンサイの導入が当該地帯の農業の発展なり、農業経営の改善なりからきわめて大きな意義があります。これはお話の通りでございます。で、この地帯に対します試験研究は午前中お話しした通りでございますが、なお、おそらくお手元にあります東北開発株式会社の名前が入っておりますでん菜糖企業化準備基本調査というものがお話に出ておるわけでございますが、実は私は、このきわめて小さなパンフレットの基礎になっております相当分厚い調査は一応見たのであります

が、この調査は結局、東北開業会社から各県に委託をしまして、すなわち東北三県の青森、岩手、宮城県に委託しまして、これに対する報告書に基きまして、その概要を取りまとめたもののものとして、ようであります。私どももいたしましては、このような基礎になっております各県の考え方に關しましては、それぞれ検討いたしておるのであります。が、なお、東北の試験場にも命じて、これに対する一応の検討を完了いたしております。ただ繰り返して申し上げますが、栽培試験の結果はきわめて良好でございます。ただ青森、岩手に關しましては、これは確信をもって言ひ得るのであります。が、宮城に關しましては、やはりさらに試験研究を相当加えた方がいいのではないかとこのうふうに考へておるわけでございます。すなわち青森県及び岩手県の中部以北におきましては、反当収量あるいは製糖歩どまり等も北海道に劣らない成績を示しておるのであります。が、宮城県の南部から福島県等にかへましては、従来の試験研究によりまして、気象条件なり、あるいは営農形態などの点から、今後さらに試験研究並びに調査研究を継続する必要があると思つのであります。従ひまして、私ども一応岩手、青森の地帯に對しましては試作に踏み切つていいわけでありましたが、これに對しましても、これで試作をもって終りとするわけではないのであります。て、やはり従来の試験研究を継続いたすと同時に、特にこの地帯の農業經營という立場から、私どもももう一度十分に試作をしなから検討を続けていくという態度で臨むことが必要だと思つのであります。従ひまして、今後この

地帯に相当大規模にテンサイを導入することの前提となります経済調査、これを実施いたしますとともに、さらにお話のありました酪農等の結合等に関しましては、根本的にビートという立場だけでなしに、この地帯の在来の農業のやり方、しかも今後進むべき営農方式等の問題と関連いたしますので、昭和三十四年度におきましては予算百四十万円をもちまして、岩手並びに東北地帯におきまして農業技術会議を中心にして、関係の技術者、学者を動員いたしまして営農の実態調査を行い、それによってビートの導入に関連して、この地帯一帯の将来の営農のあり方というものはつきり方向づけたい、かように考えて現在準備している次第でございます。

○千田正君 今日、農地局長もそれから畜産局長も見えておりませんで、食糧庁長官は前に担当してもおられたし、また次官もお見えになっておりますので伺いますのですが、ことに青森、岩手のテンサイの植付可能な所として、東北開発から出されている場所、大田園の開墾の目標地である上北あるいは岩手の北部、現在の岩手山ろくの開拓、こういうふうには、あるいは将来九戸、二戸の高原開発、こういうのを合せますという、おそろしく広い範囲であり、しかも開墾面積がまた珍しく北海道に次ぐ膨大な面積になってくるのでございます。そして今問題になっておられますのは、終戦後入れたところのいわゆる開拓の諸君が、あらゆる作物を一応は植えてみたけれども、どうもうまくいかない。年々襲ってくるところの天然の災害等によって、結局開拓農業というものは

危機に瀕している。酪農振興が、いわゆる国の基本方針として特にこの地帯にありまして、それならば酪農一本でいくかということになってくるという、草地改良であるとかいろいろ問題が出てきて、それをやってみてもやはり地力の少い点、しかもこれは酸性土壌の非常に強い所でありまして、そういうような土壌の内部的調査であるとか、出てくる生産過程におけるところの営農指導の面とかというのは、まだまだ研究の余地はあるし、またやるとなれば、やはりこうした国営開墾という、国の金で開墾して、そこに新しい日本の一つの分野を開かせるという場合においては、こういうことは非常に必要だろと思うのですが、開墾地、現在まで開墾している土地、酸性土壌の強い所、開拓農業のやりにくい所、こういう所に対するところの指導的役割を農林省ではやるべきだと思うのですが、その面に対する何らかの手は将来考えるということはありませんか。

○政府委員(渡部伍良君) ただいままで調整しておりますビートの作付可能面積は、現在の既耕地をもとにして、既耕地に輪作でどういうふうに入っていくかということがまず第一の調査対象になっております。しかし、御指摘の通り、この地方はやはりようにによってうんと農業生産の振興を果せるということは、上北の場合と並んでほぼ目標という目安がついたものでございます。で、これからはこれを基礎にしまして、その様式を残った開拓可能地に適用することが必要であると思えます。これはぜひやらなければいけない。北海道につきましても同様の問題

があるのでございまして、土地改良、それから開拓地を含めた土壌改良、こういうものとあわせ行わなければ、ビートの生産の伸びが予想通りにならない。現在でも、ビートの反収は地方によつては低い所で二千斤台、大きい所では八千斤、一万斤という反収をあげておるわけでありまして、やはりようによつてはそこまでするわけでありまして、先ほど東北の北の方で、さあたりの目標は六千歩、四千五百斤で、二万トンのテンサイ糖の生産を目安としておる。こういったわけで、さういふ開墾、土地改良、土壌改良等をやらばまだまだ伸びる余地はある。六千歩で五万年輪作にすれば、三万歩の畑だけが対象になるわけですが、既存の畑でもっと土壌改良をすればふえるし、さらに開墾を進めればふえる、こういう可能性はわれわれ希望を持っておるものであります。

○千田正君 あと二点だけ。一つは、こういうテンサイに対する新たな一つの振興法ができるということについて、まあわれわれは非常に喜んだのですが、それと同時に、業者がおそらく農林省へ殺到してきて、自分の方の経営に有利な方に展開させようという相当申し込みがあると思えます。ただ、私の非常にこれを考えなければならぬのは、一年や二年で利潤をあげるものでもなければ、また農民にとつては、特に東北地方等においては新しい今までの方針を捨てて、テンサイならテンサイに移るとすれば、これはまた一朝一夕には変らない。それで、どういう製糖会社が行くにしても、農民にしわ寄せのならない、しっかりと

た会社を選ばなければならぬ。そういう点においては、農林省としましては十分に慎重に考えていたきたい。この一点、それに対する問題と、もう一つは、やはり何と云っても、食糧庁の方ではテンサイに対処するところのかぎを一方では持っておるわけですが、国内におけるテンサイ糖の育成振興というのを考えた場合においては、こつちの方に対する問題がある程度一生懸命振興しなければならぬ。税金の問題はどうなるか、関税と国内消費税の調整はどういうふうに行うか、これは将来のテンサイ糖がどう伸びるかという一つのキーポイントになるかと思いますが、その点について長官はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(渡部伍良君) まず、第一点のテンサイブームと申しますか、それに対してテンサイ糖会社が争って工場を作りたい、こういう運動があるのじゃないか、こういうお話であります。北海道では非常に激しい競争になっております。東北では東北開発興業ですか、フジ製糖が今出てきております。この点は一長一短がございまして、東北開発興業の方は東北開発を目標としておる。フジ製糖の方は、これはフジ製糖はビートには経験がありませんけれども、南洋等においてカンショ糖を栽培した経験者、それから砂糖の精製の経験者である。従つて両方とも一長一短がございまして、ただ東北としましては、できるだけ早くビートを導入して東北の農家の経済を安定するというのが目標でございまして、これは、先ほど小笠原委員からもお話

策的に推進するのがあくまでも使命じゃないかと思つておりますので、かにフジ製糖は、われわれがある一定の目標を立ててそれまでどういう施策、指導なりあるいは何年計画で工場を完成するとか、そういうふうな計画が適当であれば、フジ製糖に先にやらして、そのあとを東北開発興業にやらうに考えております。地元の方知事さん等も、東北開発興業の方は、抽象的にはビートを大いにやらなければいかぬというけれども、具体的にはビートの栽培指導であるとか、ビートに関する研究はやはり製糖会社の方が具体的に進んでおりますから、どうしてもそちらの方と近づきになっております。これもやむを得ないのではないかと思つております。しかしこの問題は、先ほど小笠原委員からもお話がありましたが、実際に検討を要すると思つたので、さうに検討を要すると思つたので、いづれにしても、要はテンサイをできるだけ早く生産して農家経済を助けるということに支障のないようにしなければならぬ。

それから第二点、砂糖の税金の問題でございまして、これも先ほど小笠原委員からお話があったが、砂糖の消費者価格のうち半分が税金でございまして、これはヨーロッパの例等を見ると、ビートの直接補助金、こういう形態で出しておる時代も国によつてございます。それからイタリーなんかは、ビート砂糖の売上額をテンサイの原料生産者と砂糖の生産者と自動的に分けておる。こうなりますと、結局砂糖価格が高い方がいいという強い国民の要求で、砂糖価格としてはイ

タリが一番世界で高いのじゃないか
と思います。そういうふうなことに
なっております。いずれにしまし
ても、砂糖は消費者の側からい
えば、税負担せずにもっと安く消費
したいと思うし、生産者の側から
いいますと、ビートなりケイン・
シュガーなりあるいはカンシヨ、
パレイシヨの澱粉から結晶ブドウ
糖を作るといふことになりま
すと、どうしてもその原料の生産
者に妥当な報酬を与える価格で
原料が買ひ上げられなければなら
ない、こういう要求がございます
から、この両方の要求を現在
のように関税、消費税でまか
なつた方向を継続するのがいつ
までもいいのか、あるいはこの
うち一部を、関税、消費税の一
部を少くして、一部は生産者に
直接の補助金にするとか、その
やり方としては、先ほどもお話
がありました専売制もあるだろ
うし、あるいはイギリスでや
つておるように、輸入糖に一定
の賦課金を出して、その利益を
テナサイの方に回す、いろいろな
制度があると思います。これら
は日本の現在の経済機構、将来
の国内の甘味資源の発展の見
通し、こういうものを両方考え
合せましていい制度を考えな
ければならぬ、こういうふう
に考えております。

○千田正君 それならば、非常に私は微妙な問題だと思うのは、こうしたテンサイ産業を保護するというのは、保護政策を一つはつきり、やはり基本方針として打ち立てなければならぬ。それから、輸入糖に対する問題なども貿易とのバランスの問題から出てくる問題であって、輸出輸入のバランスと国内産業における育成保護のバランスとがうまくいかないというて国内産業を圧

迫するようではいつまでたってもこれは発達しないので、ある程度思い切って、あなた方の理想が、将来五年なら五年でこれだけ上るという一つの目標だったら、思い切った施策をしなればなかなかいかないじゃないか。ことに今お話を聞くとというと、東北地方のあれなどは、全然ほとんど手をつけない処女地である。北海道等は、今までの経験を生かしておるし、また初めのころは、外国の生産地からわざわざ指導者を呼んで、そうして熱心にテンサイの育て方等を研究して、そうして幾多の苦難を経て今日に至った。だから、やりやすくなっているでしょう。東北などは今言うように処女地である。しかもそれを担当しようという会社が東北振興会社、これはもう全然これには何らの経験がない。ただ、東北を振興しようというアイデアを持つておる会社であるし、それから一方のフジ製糖は、かつてはケイン・シュガーのいわゆる経験者であるけれども、その他においてはテンサイ糖に対してはまだ未知数である。そこで私も、東北というものに対する将来のこの問題に対しては、よほど真剣に、慎重に考えないという、あるいはまた中途で挫折するおそれがあるのじゃないか。そういう点を十分に研究して、北海道と並行してこの問題の解決に当っていただきたい。こいねがわくば、北海道に非常に先輩の指導者等がおると思いますから、これは岩手県なり青森県が熱心であれば、そういう先輩の指導者を招致して、東北における指導をやらせるべきであるし、やるだけの熱意を持たなければ、これまた農林省が幾ら声をかけてもできないこと

であるから、そういう方向へ指導していただきたい。これは強く要望いたしておきます。以上で、私はこの問題についての質問はやめます。

○東隆君　私は、二、三点お尋ねをいたしますが、それは、先ほどから東北のビートの問題が問題になっておりますが、工場を入れることは、これはケイン・シュガーの方の経験者でもこれは問題でないと思うのです。ことに政府が買い上げるということを前提にあげば、工場は喜んでどこへでも入っていくと思う。問題は、農家がいかにしてビートを耕作するかという問題が、これが一番大きな問題になっておると思うのですが、そういう点を考えて参りますと、私は北海道を中心にして、橋頭堡を東北の方に伸ばすときに、一体どういふような形でもって攻めていったらいいか。こうして、やはり過去の経験を十分に持った工場が東北に入っていく、そうして農家の指導であるとか、その他をやるべきじゃないか、こういうふうを考える。端的にいえば、私は日甜が東北の方に行くかどうか、そういうことはわかりませんけれども、しかし日甜から毎年金を吸い上げて、そうしてやるよりも、日甜から金を吸い上げないで、日甜に東北の方に工場を持たす、そうして過去におけるところの経験を十分に生かさして、東北にやらせる、東北にビートを広めていく、こういうような態勢をとるのが、これがビート振興の上においても私は非常に策を得たものでないかと、こういう考え方を持っておるわけです。工場は、これは採算がとれるように政府が買い上げればこれは常に成り立つのですから、これは何も問題

でない。会社自体としてはそんなに心配はないと思う。ただ問題は、政府がそんなに高い値段で買い上げるということになったら問題になってくると思うのであります。そこで、やはりピートをある程度集約的に栽培をすることを考えなければなりませんし、そのためには四十年の経験を持っている、その経験をやはり十分に生かさなければならぬのではないかと思うのです。で、私はそういうような点で、今フジ製糖が何でも優先的な考え方を持っているようでありますけれども、これは政府が十分に考えなければならぬことではないかと、こう考えております。それから、私はそういう点で、実は甘味政策そのものについて、今農林省の考えている考え方が少し規模が小さ過ぎるのじゃないか、それで、台湾の糖業をあそこまで持っていくのには、児玉源太郎総督のときに民生長官後藤新平がいて、そうしてそこへ新戸部稻造が行ってあの計画を立てた、その当時のことを考えてみると、これはもうものすごい大規模な考え方でやっているわけです。それで初めて台湾におけるところの糖業が確立をしたのであって、これは実に非常に雄大な計画のもとに進められ、しかも官憲を使ってやるというような、そういう荒療治までやって進めていった、そういうような点を考え、また北海道の四十年の、第一回の明治初年では失敗をしたのです。そうして第二次に入ったのは大正十二年ごろから入っているわけです。ちょうど欧州大戦と同時に、北欧の方なんかもピートが入っていつているわけです。それと軌を一にして先進のデンマークやあるいは西ドイツ、そういう

ような方面から外人のものを導入して、そうして北海道はビートの開発を少しもやったことがないから、それを進めていってやるわけです。先ほど千田委員が言ったように、そういうような形でもって進めているわけですが、そういうようなものをずっと振り返ってみると、このビートを導入して、そうしてそれをある程度の安定した農産加工の工場として成立をさせるためには、これは相当なものを考えなければならぬと思う。ところが、今農林省でお考えになっている考え方は、ちょうど豆を煮るのに豆がらでもってやいているようなやり方をやっている。これは、はなはだその規模が小さい。それで、やはり関税でもって相当な金額が吸い上げられるのですから、この吸い上げた金額を十分に使って、日本の甘味政策の確立をやらなければならぬと思う。それで、砂糖の消費税は、これはなぜとったかという点、台湾が日本の植民地であったものですから、そこから入ってくるのは関税をかけなかった、そこで国内におけるところの砂糖の消費税をかけて、そうしてそこから見合いで、北海道のごときはビートの消費税を対象にして、そうしくやろうとしたわけです。ところが、今そういうようなことを考えなくてもいいわけです。全部砂糖は海外から入ってくる、ほとんど大部分が入ってくる、従ってそれに容赦なく関税をかけても、これは問題にならないように状態に置かれてはいる。だから、この際関税を十分かけて、そうして国内でもってバランスがとれないというならば、砂糖の価格が高過ぎるというならば、逆に補助をする、価格に対して補

給をしてやる、消費税をとるべきじゃない。だから、それくらいの方でいい。国内におけるところのビートの生産というものは進んでいく、そういうような荒療治というものは、これはちょうど日本における甘味政策の転換の機会なんですから、その程度の荒療治をやっても、何もそんなに問題にならぬことだと思ふ。ところが、政府の考え方は、やはり消費税を少し残していきたい、これはちやうど虫様突きみたいなので、変ったんですから、台湾から入って来るのももう関税をかけることができるようになったんですから、だから何もそんなに遠慮することはないわけ。だから、消費税という虫様突きをとってしまつて、そして関税一本でいけばいいわけ。こういう考え方について、関税から上つてきたところのものを、ビート糖業のいろいろな方面に使うんだ、こういうふうな政策を転換するときできないかと思ふ。そいつを、何か知らぬけれども遠慮をされて、そして消費税をまだ残しておられる。これは私は、日本の甘味政策を確立するという考えにおいて、まだはなはだ徹底してないところがある、こういう考え方を持つんですが、この点は一はつきりしておいていただいた方が、今日甘味政策を確立して、ビートを奨励する点においては非常に有効だと考えますので、一つお答えを願いたいと同時に、政務次官もはつきりといつて、一つ大蔵省と折衝をする考え方を持っていた方がいいと思ふんですが、お考えをまたお聞きしたいわけ。国内よく了解できるのでございます。国内

甘味資源の生産増強について対策がなまぬ、こういう関係、それに関係して関税と消費税の関係をどうしますか、従来は消費税が大部分で関税が一部と、こういうことであつたのを、今度はそれを逆にしまして、関税が大部分で消費税が一部と、こういうことで関税本件は価格でビート糖なり、ケイ・シユガーなり、あるいは結晶ブドウ糖が、そこで生産された場合に輸入の砂糖と対抗ができる、そういう条件を作つたのが今回の措置でございます。これをお説のように消費税は全部やめてしまつて、関税だけでやたらいいじゃないかといふこともわかりません。しかし、関税消費税を振りかえる際に、関税だけでございまして、税収を少くとも三十四年度の一定の輸入数量を前提とした三十四年度の消費を基にしまして関税、消費税の税収を不動といふことにいたしますと、糖価を、関税の額を、今の消費税の額以上に上げなければならぬ計画になります。そういうことは、砂糖の消費者価格を上げるということになりますから、そこまではいけません。それならば、消費税を全然やめてしまつて、関税を適当なところでやめればいいじゃないか、今度の振りかえの関税の線を適当にいたしますと、これでも従前に換算しますと一〇〇%以上になりますから、適当としますと、消費税を変えなければ日本のカンシヨ、パレイシヨから出てくる結晶ブドウ糖といふものは、輸入糖と太刀打ちができない、こういうことになるのでござい。現在の段階では、第一段として関税を大幅に引き上げて、そして輸入糖と国内産のいろいろな甘味資源の産業が

対抗できる条件を作るといふことを狙つたのでござい。これで十分であるとは私も考えません。それからもう一つ、思い切つた施策を考えられたらいいじゃないか、こういうのでござい。や、やはり北海道のみならず、内地、これは内地の寒冷地及び暖地ビートを含めまして、まだ技術上の問題が相当残つてゐるのではないかと思ふ。そういう技術上の問題が解決されれば、思い切つた補助金を一定期間注入することによつて、台湾で糖業を振興したように、強力に押し進めることもできると思ふ。先ほど来お話がありましたが、現在では内地へ導入する場合には、まず一定期間は農家にビートの試作を委託して、それによつてビートのものに慣れさせて、そしてそれが農家の経済にどういふふうないい結果をもたらすかといふことを、強制的にはなくして、農家の経験からやほりビートを作つた方がいいといふことを得心させた上に広めていかなければならない。こういうふうな現状では、見通しをつけないで強力に推進するといふこともいかに存するのではありません。従つて、今回は関税、消費税の切りかえによつて、輸入糖と太刀打ちができる条件を提供する。そしてその間、技術上の研究等を大いに進めまして、その成果に基いて、要すればさらに発展的な施策を考えてもおさるべきではないか。こういうふうな考えでありまして、お話の点は、私も非常に何といひますが、やりたい、こう思ふのでござい。や、やはりス・パイ・ステップといふふうにい

うふうな考え方から現在の案を出してあります。○政府委員(高橋衛君) ただいま食糧庁長官からお答申し上げましたことで大体尽きるかと思ふますが、消費税から関税に振りかえする場合におきましても、現段階において必要とする最小限度で一応とどめて、そしてただいま政府が考えておりますように、この際根本的に、かつ大規模に試験研究に重点を置いて、これを推進するということが、現在の日本のテンサイ産業に対する施策として最も適切な措置じゃないか、かように考えている次第でござい。午前中から小笠原委員からたびたび財政の建前の関連において御質疑があつたのでござい。や、やはり関税につきましても、おのづから国際的な、何と申しますか一つの程度といふものがござい。たとえばフランスにおきましても、イタリヤにおきましても、戦後テンサイの振興は非常に力をいたした国で、しかも今日大体自給を達成いたしている国柄でござい。や、それらの国柄におきましても、大体一〇〇%程度の関税率によつて、国内産業を保護してゐる。日本におきましても、今回の関税の引き上げによつて大体その程度まで引き上げることになる。その限度において、消費税を引き下げるということに相なつてゐるわけ。日本てん菜振興会のためにと申しますより、も、てん菜振興会の事業を遂行する、大々的に遂行するといふ計画を、政府といたしまして確立いたしました次第でござい。や、その財源と申しますか、ひもつきではならないといひなが

ら、何とはなしにその納付金の金額をこれに充当する計画を、政府としては一応持つておる次第であります。これらの点もテンサイ産業振興に対して一つの画期的な企画であらうかと、かように私も考えておるのであります。こういうふうな日本の農作物全体のバランスから申しますと、一つの、どちらかと申しますと、マイナス・クロップだらうと思ふので、こういうふうな一つのビートといふものに対して、これほどの大きな規模の試験研究を行い、またこれに関連して助成を、振興措置をとるといふことは、これは画期的なことじゃないか、し、こうして、財政の面におきましては、もちろん今までかつてそういう例はないのでござい。や、たとえば道路のたにガソリン税を目的税にするといふ説が、数年来とられ、その結果として道路の改良といふものが非常に促進されたのでござい。や、あの場合におきましても、財政論をいたしましては、かように、一つの国民の負担になるところの財源といふものを、一つの目的に縛るといふことは、必ずしも妥当であるかどうかといふ点について相当議論のあるところ。また、その後の実例を申し上げますと、自転車競技法によりまして、自転車振興会の、まあテラ銭と申しますか、あれが自転車工業の、それに関連するところの機械工業の助成に使われるといふふうな法律上明定されたのでござい。や、これも財政の本来の筋から申しますと、ある程度異例の措置であると思ふ。や、テンサイの振興の場合におきましては、そういうふうな法

律上の結びつきは全然なかった。しかし、実質上は政府としては、せっかくこういうふうにしてテンサイ糖の製造業者から納付される金であるから、そういうふうな金を何とかしてそういうふうな試験研究のために留保しておくというふうな考え方、一つの特別な新しい産業を振興する上においての考え方ではなかろうか、また国民全体に受け入れられるところの一つの考え方じゃなかろうか、こういうふうな考えまして、こういうふうな一つの総合的な対策を打ち立てたような次第でございます。

○東隆君 今、政務次官のお答えになったことのような考え方が、私は実は小さい考え方だと思ふのです。というのは、ガソリン税を目的税にして道路をやるという考え方、これは実は非常にでっかい考え方なんです。これはアメリカなんかでもやっておるし、私は、まだ建設委員をやっておった時分に、実はガソリン税を目的税にすることを実は主張したんですが、そのときにははいれられなかった。そういうこともはつきりしておりますが、しかし、そういったことを言ふかというところ、やはり情勢がらつと變つておるんですね。日本の甘味政策を確立する場合に、消費税の問題は、私は消費税をかけることによって、国内で生産されるものにやはり重きをつけられるべきことなんです。だから、消費税は一つゼロにしたらいじやないか、それからもし、この小カン練乳だの何だの売渡価格を下げるというふうな問題も、もし必要があるならば、補給をすればいい、価格の補給ですね、そして関税一本でもってやればいいじゃないか、

消費税の方も、今度の改訂の内容を見ましても、実に複雑怪奇、その分け方が、こういう複雑なやり方をして、そして税金をとる役人をたくさんこしらえてみたり、何もそんなにいいことにならぬと思う。これ一つ、配付された資料をこらんと下さればよく分かると思ひます。実にこまかい計算をされて、そしてやられておるのです。これの平均が、先ほど出た形に出てくるのでしよう。しかし、こんなふうに分けなくともいいわけですね。消費税に關する限りはゼロにしてしまえばいいのですから、そして関税一本でいくと、こういう形をおとりになればいいので、これはもうまるで税金の役人をふやすためにやっておるようなものじゃありませんか、そういうふうにも考えられる。これは今まで消費税をとっておったが、人がたくさんいるから、そこでその人が仕事のできるように、やはり同じように部類を分けて税金をとる、そんなふうにしなれば見られないようになつておるのです。私はそういうことをやるよりも、一つ片一方の方をゼロにしてしまつて、そして一本にしてしまつて経理をされる方が、そして甘味政策の確立という考え方から、国内で生産されるものの幼稚な産業ですから、それに力が注いでいく、こういう態勢に力を注いでいく、非常に考え方が強くなつてくると、消費税をとつたのでは、少しもうかるようだから一つ出せ、こういう形になるのであつて、これはあまりいい考え方ではないと思ふ。

それから、日本てん菜振興会をこしらえて、その振り当てに、今度は納付金法という法律をこしらえてそうして出させる、しかもその対象になつて

おるのは日本甜菜糖、日甜がその対象になつておる。これは四十年の過去の歴史、この間に会社がつぶれたり何かいろいろ難行苦行を尽してここに到達しているのだけれども、これはてん菜臨時振興措置法ですか、あれによりやつとこで息をついた。北海道に入りおる工場というのは、これは全部かつて苦勞をして……そうして集約的に栽培をされるような事態にみんな入り込んだのであつて、一つも力を注いでいないのです。ビートの耕作について一つも力を入れていない連中が中に入り込んでできているわけですね。そして、先のもののやつたやつをみんな取り上げておるのです。だから、今考えなければならぬことは、北海道でもビートが耕作されてない地帯、それは道南なんですけれども、それは工場から非常に遠かつたものですから、昔は栽培を勧めておつたけれども、しかし、工場が遠いと、採算がとれないからそういう所を切つた、そういう所が今そのままだつておるのですが、そこへ工場ができようとしてそして例の余剰農産物の金、あれを出そうとした。そしていよいよ設立というふうな段階にまでいったところが、芝浦が北見に入つて、そして北連がまた斜里に工場を作る、こういうことにして三等分するといふ話になつて、それでは道南の方にやり得ないから、こういうので台糖が引込んだ、そういうふうな過程をまざまざと私も見せつけられておるわけですね。だから、これからビートを振興させる地帯は、東北もそうだけれども、北海道における道南の地帯なんかは、これは東北と同じような形にまでもって進めていかなければ

ならぬ、そこへはもうものすごく金をつぎ込んでやつていかなければ進んでいかない、そういうような所がたくさんまだあるのです。それをビートの方から、少しばかり古い工場が余裕ができるという、いよいよそれを吸い上げをやる、そういうふうなことをやらせるよりも、そういうものにおもに経験を持つたものにも一度道南の方であるとか、あるいは東北の方に伸びていくとか、そういうような機会を与えてやるのが、これが進めていくことになるのです。そういうことをやらないで、先ほど言つたように、豆を煮るのに豆のからでもってやるというふうな、そんなやり方をやって決して私はビートは進むとは考えられない。だから、その点ではなほ三つの案等も私は意に沿わないことがたくさんある。それで、今の段階で私はなほ残念だと思ふけれども、しかしこの点は、まだ将来もあることなんです。それから、このままだつて、東北の方に全然ビートについて知らないものを入れ

る——それは採算がとれるかもしれない、採算がとれるとすればいいのですから、これはできるかもしれない。しかし、思ふようにビートが入つていくかどうかという点になると、これは大へんむづかしい。この点は、一つ十分に練りかえをしなければならぬ問題じゃないか、こう思ふわけですね。この点はほんとに練りかえをしなければならぬかと思うように進まぬのじゃないか。問題は、もうすでに北海道の中にあるのですから、だれも宗谷の端っこの方に

行つて工場を立てるという人はいないのです。また、道南の方のあつちの方

に立てようという人はいないのです。ところが、あそこが一番、北海道の根室といわれておるくらい、非常に気候の悪い、そしてビートを当然入れなければならぬ、そういうような所がそのままだつて、天北原野の開発問題、道南の方の開発にしてもそうです。そういう開発をしなければならぬ地帯がみんな残つておるのですから、だから私は東北の問題と同じように、そういう問題を考えなければならぬ。今、工場が立つておる所は、これはもうただシロップをこしらえて、そしてそれを粗糖にすればいいという地帯です。政府が買い上げを前提にすればもう喜んでやる所ですから、だからそういう点を一つ十分に考えていただいて、甘味政策の練りかえを一つやつてもらわなければならぬ。そうでないと、ほんとうのビート糖業を進めることにならぬと思ふ。こういう考え方ですが、こういう点から、私は関税や消費税の問題、それから納付金の問題、それから振興会の問題、振興会の問題でもビートの方から取り上げて、そして暖地の方のビートの方まで伸ばそうとする、そうだとすると、たつた十億くらいの資金でもってやつていけるはずはないのだ。これはもうものすごく、日本における少くとも水田地帯を含めた畑作地帯の大きな改革になつてくる。だから、ケイン・シュガーによってまかなわれておつたところを今度はビート・シュガーによつてまかなつていくというところですが、ケイン・シュガーの方は、これは野蠻人の、文明改革の程度の低いところの人がそれをなめておつた、やつとこで日本がビート糖をなめるようになったのです。

ビート糖はこのように文化人の生活に入ろうとするときですから、大きな転換期なんだから、私はもっと雄大な甘味政策の確立をしてみたい、こういう考え方を申し上げておるので、これではどっちかという、非常に小さ過ぎて、そうして農林省の仕事を進めるのにも思ふようにいかぬ。だから試験場なんか、これはもう実に小規模です。そういう考え方で質問をしておるのですから、はなはだぶしつけないことを言うようですけれども、私はもう一度練りかえをしてもらいたい、こう考へておるのです。今回の場合は、これはいたし方がないでしょうけれども、そういう問題を私は持つております。

○清澤俊英君 開墾地がありますね。既墾地の転換でなく開墾地、これは計画はできておるのでしょうか。

○政府委員(増田盛君) ただいまのお話のものは、北海道の開墾計画でございますか。北海道の開拓地の計画は、前に資料で説明してあるものでございますが、これは北海道の第二次五年計画の数字をとっております。

○清澤俊英君 それとタイアップしてあるのですか。

○政府委員(増田盛君) ええ、それと年次が少しずれておりますので、三十四年度の計画でございますから、三十三、三十二年、こういう点は実績をとっております。

○清澤俊英君 その計画は、道庁で出したビートの促進計画に合った計画になるわけですか。

○政府委員(増田盛君) ええ、これは開墾計画の方も道庁で計画しておる数字でございますし、このビートの計画も道庁と相談してきめておるものでござ

いますから、それは合っております。

○委員長(秋山俊一郎君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(秋山俊一郎君) 速記をつけ

それでは、これらの三つの法案につきましては、大体質疑も尽きたようでありますから、ただいま懇談申し上げた通り取り扱うことにいたします。

○委員長(秋山俊一郎君) 次に、農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案(内閣提出、予備審査)を議題にいたします。この法律案は、去る三月十三日の衆議院農林水産委員会において、全会一致をもって原案通り可決され、本日の衆議院本会議に上程されております。この法律案については、去る三月十日の委員会において、提案理由の説明を聞いたのでありまして、ただいまから、これが審査を行うことにいたします。

○政府委員(須賀賢二君) ただいま御審議をいたしております農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法の提案理由は過般御説明申し上げたわけでございますが、私から補足といたしまして若干申し上げたいと思ひます。

この基金はすでに御承知の通り、昭和二十七年に政府出資十五億円、民間からの出資十五億円を予定いたしましたとして、合せて三十億円の資本金によりまして設立をいたしましたわけでござい

ます。目的は、農業共済組合連合会の事業不足金の融資をいたすことを目的としたしておるわけでございます。事業

不足金と申しますのは、この共済事業は一定の利率で掛金を取りまして保険金の支払いに充ちたすわけでござい

ます。実際の災害は、時により非常な無理がございしますので、現実に事業不足金が当該連合会積み立てられておりますものでは不足をする事態が生ずるわけでござい

ます。その場合、一時この基金から融資をいたしておきますれば、長期的にこれを返済をして参ることはできる、いわゆる長期的には均衡をとれることになるわけでござい

ます。さような趣旨で共済基金を作ったわけでござい

ます。政府からの出資十五億円は設立と同時に払い込んだわけでござい

ます。連合会からの出資は七回に分けて、分納いたすことになつておつたわけでござい

ます。その期限が本年の三月三十一日に到来することになり

ます。この最後の出資二億三千六百十二万円が全部完済されることになり

ます。この最後の出資二億三千六百十二万円でございますが、これにつきま

す。かねてから基金及び府県の連合会並びに末端からの要望といたしまし

て、この基金に積み立てられてあります剰余金をこれに充当することとしてもらひたい、現実にこれを新しく現金で納付いたしますと、最終的には末端農家まで若干の負担分がかかつて参ることになりますので、この際新たに農家に負担をかけませんために、現に基金に蓄積されております剰余金をこれに充当することをもって完済の手段にかえてもらひたい、という希望が非常に強く出ておつたのでござい

ます。そのきまつております割当額に

まして充当して参る、さように考へておるわけであり

ます。○関根久蔵君 そういう何ですか、未払い込み分と特別積立金を割り当てるのとびつたり一致できるのですか。

○政府委員(須賀賢二君) 二億三千六百十二万円が最後の出資残額でござい

○政府委員(須賀賢二君) この特別積立金は毎年度決算で出て参りまする剰余金から、先ほど申し上げましたように損失填補準備金を剰余金の一割だけに控除しまして、それを損失填補準備金に積み立てまして、その残額を特別積立金として積み立てたわけでありまして、従いまして、その発生しました原因は、基金の貸付利息及び預金利息等でございまして。

○東隆君 その取りくずしをする基金の中身は、これは共済を受けたところですね。被害にあったところ、そういうふうなところが一番たくさん出しているわけですね。実のところを言うと、その中身はそういうことになりませんか。

○政府委員(須賀賢二君) 被害を受けたとして、現実に業務不足金が相当額出ましたために、基金から借り入れを受けたという事になりますと、それに対して約五分何厘の利息を払っておきますから、その意味におきましては、そういう利子負担は、借りました額に対しまする利子負担は当該農家に押しつけてもらふということになります。

○東隆君 そうすると、災害の非常に多かった北海道なんかは功労者ですね。功労者になるわけですね。これは冗談ですけどもね。

○政府委員(須賀賢二君) 基金にはそういう意味におきまして利子負担を願ったわけでありまして、功労というか、御利用願っているわけでございます。

○東隆君 その中身、たとえば家畜共済関係と、それから普通の作物の共済関係あるいは桑園の関係ですね。そういう関係がどんなふうになっているか、

おわかりになりませんか。
○政府委員(須賀賢二君) 昭和三十三年の十二月末現在で一時不足資金として貸し付けておきまする各共済主体別の金額は、農作物におきまして三億八千七百万円、蚕繭につきまして一億一千七百万円、家畜につきまして七千九百万円、合せて五億八千三百万円でございます。

○東隆君 災害に対して概算払いその他をやる場合に、私は非常にこの基金によって利益を得ていると思うんですが、今お話しになったのをみると、家畜の方があまり進んでおらぬように思いますが、実は家畜の場合に殺処分をやったりした場合におけるところの代馬、そういうようなものを購入あるいは死産その他の場合における別途借り入れ、新しく購入する場合とか、そういうような場合にこの金が実は非常になめらかに出るに思ふんです。相当早く出るようになっておるのかどうか、実は初めのうちに、実は動物の関係について非常に困っておったんですが、最近割合にそういうような声を聞かないのはこのためじゃないかと思うんですけれども、どれくらいな速度でもって金が出ておるか、おわかりになりますか。

○政府委員(須賀賢二君) 家畜共済につきましては、現実に業務の状況を見ますと、仮渡しという措置は家畜には大部分とっておらないようでございます。と申しますのは、御承知のように、農作物につきましては、損害評価の確定等が相当手間取りますので、どうしても仮渡しによって一時処理をしようという問題があるわけですね。それが、家畜につきましては、現実に死産事故が確認をされますればそれで支払いができるわけでございますから、仮渡しということではなくて、本払いをできるだけ促進するという考え方でやっているわけでございます。ただ、これは、先般農法一部改正の御審議の際にも御質問ございましたように、われわれとしてはできる限り促進をいたしたいのであります。やはり現実の支払いの様子を見ますと、家畜につきましては二、三ヵ月かかっているわけでございます。これは支払い業務の現在のやり方が、いろいろな書類が一応中央まできて処理されているというように、ことにもなっておりますので、もう少しさらにこれを促進するような工夫をいたさなければならぬと思ひますが、現在の様子では二、三ヵ月家畜の支払いにつきましてはかかっているのが実情のようでございます。

○東隆君 これは、たとえば馬のような場合は、耕馬の場合、これは非常に差しつかえを起す問題になります。決定を早くすれば協同組合なんかでも融資ができると思うんですが、何かこの早くやる方法をやらないと、耕作に差しつかえを起すような問題も起きてくると思うんです。それで、せっかくこういう制度があるのですから、これの裏打ちその他によって組合から出ればすぐ、組合がかりに申請をすれば、申請をしたときに同時に金が出るというように、そんなような方法は何かできそうに思ふんですけれども、家畜の場合にはまとまったものでないですから、個々の場合が多いんですからそれだけ個人に集中されてくるわけですね。そういう問題があるんですから、何かそ

が、家畜につきましては、現実に死産事故が確認をされますればそれで支払いができるわけでございますから、仮渡しというのではなくて、本払いをできるだけ促進するという考え方でやっているわけでございます。ただ、これは、先般農法一部改正の御審議の際にも御質問ございましたように、われわれとしてはできる限り促進をいたしたいのであります。やはり現実の支払いの様子を見ますと、家畜につきましては二、三ヵ月かかっているわけでございます。これは支払い業務の現在のやり方が、いろいろな書類が一応中央まできて処理されているというように、ことにもなっておりますので、もう少しさらにこれを促進するような工夫をいたさなければならぬと思ひますが、現在の様子では二、三ヵ月家畜の支払いにつきましてはかかっているのが実情のようでございます。

○東隆君 これは、たとえば馬のような場合は、耕馬の場合、これは非常に差しつかえを起す問題になります。決定を早くすれば協同組合なんかでも融資ができると思うんですが、何かこの早くやる方法をやらないと、耕作に差しつかえを起すような問題も起きてくると思うんです。それで、せっかくこういう制度があるのですから、これの裏打ちその他によって組合から出ればすぐ、組合がかりに申請をすれば、申請をしたときに同時に金が出るというように、そんなような方法は何かできそうに思ふんですけれども、家畜の場合にはまとまったものでないですから、個々の場合が多いんですからそれだけ個人に集中されてくるわけですね。そういう問題があるんですから、何かそ

れを救済するようなやり方がこの制度でできないか、こういう考え方を持つのですが、その点何かいい考え方はございせんか。

○政府委員(須賀賢二君) 家畜の場合につきましては、事故の態様、性質から考えまして、一時に相当額の金が支払いに不足をするというふうな、こゝとには一般の場合にはならないと思ひます。むしろ支払いが遅延をいたしてきておりますのは、現在の共済金支払いの手續上の問題、あるいは技術上の工夫が足りない点にあるかと思うのでございまして、もちろん基金の量をさらに拡充整備いたしますことによつて、それに対する対応策が考えられますれば、われわれとしてもさらに工夫をしてみたいと思ひますが、おそらく問題は、それらの側からではなくて、現在の支払い業務そのものをさらに工夫検討してみますことによつて、若干ずつでも改善ができるのじゃないかと思ひますので、それらの側からさらに工夫をいたしてみたい、かように考えてます。

○東隆君 今回の場合は、これで払い込みが全部完了するのですが、このやり方でいきますと、将来にまたこの振り当てた財源、これがふえていく、これはどういふふうな使い方をされるのですか。

○政府委員(須賀賢二君) 今回は一応現在までに積み立てられました二億六千万円のうち、大部分をこういう方法で処理をいたすわけでございます。今後の積立金につきましては、法律では、ただその処分については法律で定めるといふことが書いてあるだけでございまして、今後の問題は、今回の法律では何らきまらないわけでございます。この剰余金処分の特別積立金処分の考え方ににつきましては、基金設立の当時のいろいろな経過等もございまして、具体的に申し上げますとこの連合会から出資した分については、ある程度定期預金程度の配当を期待するというような考え方もあったようでございます。この特別積立金が積み立てられました考え方の背景にも、そういうような考え方を含んでおるようでありまして、従いまして今後の処分の方法につきましては、これは政府出資との関係もあるものでございますが、政府部内でも、関係者といひましては大蔵省、また具体的に基金及び連合会等の意見を広く調査いたしまして、今後の処分の方針を立てて参るよう検討いたしたい、さように考えております。

○清澤俊英君 不足しましてね、中金から二銭三厘で借りているのはどれくらいですか。

○政府委員(須賀賢二君) 最近是比较的貸付額が減つて参っておりますので、現在の段階では、中金からの借り入れ額は少いのでございますが、三十三年十二月末現在では一億でございます。過去におきまして相当多く借り入れました時代は、三十億ないし二十億くらいを中金から調達を——一時借り入れをいたしておった時代もあるわけでございます。

○清澤俊英君 そうすると損失填補積立金というやつは、現在ここにちよつと出ておるようですが、幾らになっておりますか。現在総額……。

○政府委員(須賀賢二君) 三十二年度

末で積立金累積額は二億一千四百万円でございます。損失填補準備金としての積立金は二億一千四百万円でござい

ます。

○清澤俊英君 大体見通しとしては、損失填補準備金を使わないですっきりとおる情勢になっておるようですね、二十七年からずっと。

○政府委員(須賀賢二君) 現在までの段階では、損失填補準備金で償却をいたしておるものは、まだほとんどないと承知いたしております。

○清澤俊英君 わかりました。

○委員長(秋山俊一郎君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○委員長(秋山俊一郎君) 速記をつけ。

○東隆君 この金はどういうふうにして置くんですか、保管というは何ですけれども、預け入れ先……。

○政府委員(須賀賢二君) これは法律で運用先を限定いたしております、法律の第四十条で運用先を限定いたしております。「基金は、左の方法以外の方法によりその業務上の余剰金を運用してはならない。」が「農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金」二が「国債証券、地方債証券又は農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関の発行する債券の保有」、非常に限定的な運用だけしか許しておらないわけでございます。

○委員長(秋山俊一郎君) この法律案につきましては、ただいまの懇談に従って取り扱いたいと思いますが、ただいま衆議院にかかっておりますので、衆議院が通過いたしましたならば、直ちに討論採決を行うことにいたしたいと存じます。

では本日は、これをもって散会いたします。

午後四時四十九分散会

昭和三十四年三月二十四日印刷

昭和三十四年三月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局